

令和5年度

学 生 便 覧

神戸大学大学院医学研究科

## 目 次（令和5年度掲載版）

### I. 沿 革

### II. 使命・憲章・ビジョン・ポリシー等

### III. 教学規則等

1. 神戸大学教学規則
2. 神戸大学共通細則
3. 神戸大学大学教育推進機構規則等
  - (1) 神戸大学大学教育推進機構規則
  - (2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則
  - (3) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程
  - (4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規
  - (5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規
  - (6) 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

### IV. 大学院医学研究科規則等

1. 神戸大学大学院医学研究科規則
2. 神戸大学大学院医学研究科の講座に置く教育研究分野（部門）及び医科学専攻の授業科目に関する内規
3. 神戸大学外学院医学研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規
4. 医学研究科授業科目のナンバリング（令和5年度）
5. 神戸大学学位規程
6. 神戸大学学位規程医学研究科細則
7. 神戸大学学位規程医学研究科医療創成工学専攻細則
8. 神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準
9. 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項
10. 神戸大学大学院医学研究科BMS専攻における成績評価に関する申合わせ
11. 神戸大学大学院医学研究科医科学専攻における成績評価に関する申合わせ
12. 神戸大学大学院医学研究科医療創生工学専攻における成績評価基準等に関する申合わせ
13. 医学研究科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する申し立て手続きについての申合せ
14. 神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程
15. 神戸大学大学院医学研究科研究生規程

### V. その他学内諸規則等

1. 神戸大学医学部附属病院規則
2. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程
3. 神戸大学学生健康診断規程
4. 神戸大学学生懲戒規則
5. 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ
6. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

### VI. 学生生活関係

1. 奨学金制度

2. 授業料免除制度
3. 学生の心得
4. 学生アカウント利用上の注意
5. 敷地内等禁煙に関する誓約書
6. 飲酒に関する注意喚起について
7. 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル

## VII. 付 録

1. 修了（卒業）者数
2. 神戸大学大学院医学研究科等教員名簿
3. 楠地区建物等配置図

I. 沿革/History

明治	元年	4月	神戸外国事務役所に病院御用掛を置き、病院建築に着手
	1868	April	Hospital Section set in Kobe Foreign Public Office to prepare for the construction of the hospital.
昭和	2年	4月	神戸病院開院式を挙行
	10年	2月	神戸病院を公立神戸病院と改称
		11月	明石及び西宮に分院を設置
	15年	12月	公立神戸病院を県立神戸病院と改称
	33年	4月	県立神戸病院を新築、移転（中央区楠町7丁目）
	5年	12月	病院本館竣工（4,301坪）
	19年	4月	県立医学専門学校が設置され、県立神戸病院は県立医学専門学校附属病院と改称
	1944	April	Prefectural Medical College established. Prefectural Kobe Hospital renamed Prefectural Medical College Attached Hospital.
	21年	4月	県立医科大学の設置認可（19講座、入学定員80名）
	1946	April	Establishment of Prefectural Medical School allowed (19 departments and 80 students).
	26年	3月	県立医学専門学校を廃止
	1951	March	Prefectural Medical College abolished. 県立医科大学予科を閉科（学制改革） Pre-prefectural Medical School closed (new school system).
	27年	2月	神戸医科大学の設置認可
	1952	February	Establishment of Kobe Medical School allowed. 県立医科大学附属病院は県立神戸医科大学附属病院と改称
		4月	神戸医科大学の開校式挙行
	28年	4月	附属科学捜査研究所を附属法医学研究所と改称 生理学第二講座及び精神神経科学講座を設置 旧制研究科を設置
	29年	4月	病理学第二講座及び整形外科講座を設置
	30年	1月	医学進学課程を兵庫農科大学及び姫路工業大学に設置認可 旧制学位審査権が附与される
		4月	解剖学第二講座を設置
	32年	4月	衛生学公衆衛生学講座を廃止、衛生学講座及び公衆衛生学講座を設置
	9月	附属法医学研究所その他を統合し、附属研究所に改変	
33年	3月	大学院（博士課程）の設置認可	
	12月	大学本館、新内科病棟、給食棟等竣工（2,543坪、1,004床となる）	
35年	5月	附属研究所を附属成長機構研究所と改称	
36年	3月	旧制県立医科大学、旧制研究科を廃止	
1961	March	Old system Prefectural Medical School and Old system Research Institute abolished.	
37年	4月	皮膚泌尿器科学講座を廃止、皮膚科学講座及び泌尿器科学講座を設置	
	7月	附属図書館竣工（443坪）	
38年	3月	実験動物舎竣工（211坪）	
	12月	閣議において、神戸医科大学の昭和39年度国立移管決定	
39年	4月	神戸大学に医学部が設置され、県立神戸医科大学の国立移管開始	
1964	April	School of Medicine established in Kobe University, and began nationalization of Prefectural Kobe Medical School. 医学進学課程全部、専門課程1年次、基礎医学10講座が移管	
40年	1月	産業医学講座を廃止、医動物学講座を設置	
	4月	国立移管第2年度として、基礎講座3講座、臨床講座5講座が移管	
	8月	看護婦宿舎竣工（延752坪）	
41年	4月	国立移管第3年度として、臨床講座5講座が移管	
42年	4月	大学院医学研究科（博士課程）を設置 国立移管第4年度として、大学院学生全部、臨床講座3講座、附属図書館が移管	
42年	6月	県立神戸医科大学附属病院及び県立厚生女子専門学院は、国立移管に伴い、神戸大学医学部附属病院及び神戸大学医学部附属看護学校と改称（診療科等：第一内科、第二内科、第一外科、第二外科、整形外科、産科婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科神経科、小児科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、歯科、中央検査部、中央手術部、薬剤部） 麻酔学講座を設置	
	7月	新病棟の第1期工事竣工	
昭和	43年	3月	国立移管完了により神戸医科大学及び神戸医科大学大学院が廃止
	1968	March	As nationalization accomplished, Kobe Medical School and Graduate School of Kobe Medical School abolished.
		4月	学部学生入学定員が100名となる 第三内科を設置
44年	2月	新病棟の第2期工事竣工	
	3月	医学部共同研究館竣工	

	4月	内科学第三講座及び脳神経外科学講座を設置 附属衛生検査技師学校を設置（入学定員20名）
1969	April	Attached School of Medical Technology (Two-Year Course for Sanitary Examination) established (20 students admitted). 脳神経外科を設置
47年	4月	附属衛生検査技師学校を附属臨床検査技師学校に改組 中央放射線部を設置
48年	3月	附属衛生検査技師学校を廃止
1973	March	Attached School of Medical Technology (Two-Year Course for Sanitary Examination) abolished.
	4月	分娩部を設置 生化学講座を生化学第一講座に改称 生化学第二講座を設置 放射線基礎医学講座を設置 学部学生入学定員が120名となる 医学部に動物実験施設を設置
	5月	結核病棟の廃止承認
50年	7月	看護婦宿舎増設工事竣工
	10月	輸血部を設置 歯科を歯科口腔外科に改称
51年	2月	基礎学舎（新営第1期工事）竣工
	5月	看護部を設置
52年	3月	基礎学舎（新営第2期工事）竣工
53年	3月	附属看護学校及び附属臨床検査技師学校の校舎竣工（須磨区友が丘7丁目10）
	8月	附属看護学校及び附属臨床検査技師学校の移転完了
	10月	中央材料部を設置
54年	3月	基礎学舎（新営第3期工事）竣工
	4月	附属医学研究国際交流センターを設置 口腔外科学講座を設置
55年	4月	放射線施設を設置（部局内措置） 共同研究施設を設置（部局内措置）
56年	4月	病理部を設置
	10月	神戸大学に神戸大学医療技術短期大学部併設
1981	October	The School of Allied Medical Sciences established.
57年	4月	理学療法部を設置
58年	4月	情報センターを設置（部局内措置）
	12月	中央診療棟竣工
59年	4月	附属看護学校を廃止
	9月	母子センター部を設置し、分娩部を吸収（院内措置）
60年	4月	附属臨床検査技師学校を廃止 臨床検査医学講座を設置
61年	4月	代謝機能疾患治療部を設置
	9月	医療情報処理部を設置（院内措置）
	12月	外来診療棟・臨床研究棟竣工
63年	3月	高エネルギー診療棟竣工
	4月	救急部を設置 老年医学講座を設置
	6月	福利・課外活動施設竣工
平成	元年	学部学生入学定員が100名となる
	2年	3月 高エネルギー診療棟増設工事竣工
	3年	4月 医学部及び附属病院の事務部を統合し、医学部事務部（総務課、管理課、学務課、医事課）に改組 老年科を設置 集中治療部を設置（院内措置） 栄養管理室を設置（院内措置）
平成	4年	4月 集中治療部を設置
	5年	1月 医療情報処理部を医療情報部に改称（院内措置）
	6年	3月 臨床研究棟竣工 6月 周産母子センターを設置 8月 第二病棟竣工
	10月	医学部保健学科の設置（入学定員160名） 看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻、共通講座
1994	October	Faculty of Health Science established (The number of admission is 160). 12月 光学医療診療部を設置（院内措置）
	7年	4月 医療情報部を設置
	8年	4月 災害・救急医学講座を設置 形成外科を設置
	7月	管理棟竣工

9年	1月	看護婦宿舎新営工事竣工
	5月	冠動脈疾患治療部を設置（院内措置）
10年	3月	神戸大学医療技術短期大学部閉学
1998	March	School of Allied Medical Sciences, Kobe University closed.
	4月	光学医療診療部を設置 医学部医学科の入学定員が95名となる （平成12年度より3年次学士入学制度の導入（入学定員5名））
	6月	臨床研究棟竣工 保健学科校舎竣工
	10月	総合診療部を設置（院内措置）
11年	1月	遺伝子診療部を設置（院内措置）
	4月	大学院医学研究科を大学院医学系研究科に改称
1999	April	Graduate School of Medicine has been renamed in Japanese Language: From "Daigakuin Igaku Kenkyuka" to "Daigakuin Igaku- <u>kei</u> Kenkyuka". 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）設置 Graduate School of Medicine, Faculty of Health Sciences (Master's Course) established.
		感染制御部を設置（院内措置）
12年	4月	大学院医学系研究科内科学専攻に連携講座放射光医学を設置（学内措置） 外来診療体制を臓器機能別診療体制に移行 総合診療部を設置
	9月	高次治療部を設置（院内措置）
13年	1月	治験管理センターを設置（院内措置）
	2月	神緑会館竣工
	4月	大学院医学系研究科保健学専攻 博士後期課程設置
2001	April	Graduate School of Medicine, Faculty of Health Sciences (Doctor's Course) established.
13年	4月	大学院医学系研究科生理学専攻等5専攻を医科学専攻に改組 大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座映像粒子線医学を設置（学内措置） 医学部医学科35講座を廃止し4大学科目となる
	7月	物流センターを設置（院内措置）
	9月	第一病棟（新病棟）竣工 国際診療部を設置（院内措置）
14年	3月	第一病棟（新病棟）の使用を開始した
	4月	病院の組織を次のように改めた 企画・管理部門 医療情報部，経営企画室，危機管理室，病床運用管理室，物流センター，治験管理センター，診療録センター，卒後臨床研修センター 診療科 成育・統合診療科 産科婦人科，小児科，老年内科，精神科神経科，放射線科，麻酔科 内科系診療科 消化器内科，循環器内科，呼吸器内科，神経内科，糖尿病内科，内分泌内科，腎臓内科，血液・腫瘍内科，免疫内科 外科系診療科 肝胆膵外科，食道胃腸外科，心臓血管外科，呼吸器外科，乳腺内分泌外科，小児外科，人工臓器移植外科，泌尿器科 神経・感覚・運動器診療科 脳神経外科，整形外科，耳鼻咽喉・頭頸部外科，眼科，皮膚科，歯科口腔外科，形成外科 中央診療施設等 検査部，放射線部，輸血部，病理部，周産母子センター，救急部，総合診療部，集中治療部，高次治療部，手術部，理学療法部，代謝機能疾患治療部，冠動脈疾患治療部，光学医療診療部，遺伝子診療部，感染制御部，国際診療部 卒後臨床研修センターを設置（院内措置） 大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座発生・再生医学を設置（学内措置） 大学院医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）を設置
2002	April	Graduate School of Medicine, Division of Biomedical Sciences (Master's Course) established.
平成	14年	6月 卒後臨床研修センターを企画・管理部門の正規の組織とした 12月 災害対策室を設置
	15年	4月 危機管理室を廃止し，医療安全管理室を設置 医療相談窓口を設置 親と子の心療部を設置
	16年	4月 国立大学法人へ移行 附属医学研究国際交流センターを附属医学医療国際交流センターに改組 大学院医学系研究科医科学専攻に臨床薬効評価学講座を設置（学内措置） 7月 患者支援センターを設置 10月 大学院医学系研究科医科学専攻に立証検査医学講座を設置（学内措置） 12月 外来化学療法室を設置

	17年	4月	病床運用管理室を廃止し、患者支援センターに業務を統合した
		6月	肝胆膵外科，食道胃腸外科，乳腺内分泌外科，人工臓器移植外科を消化器・乳腺外科，肝臓・移植外科に再編 救命救急科を設置
		10月	高次治療部を廃止し，救急・集中治療センターを設置
	18年	1月	大学院医学系研究科医科学専攻にへき地医療学を設置（学内措置）
		4月	理学療法部をリハビリテーション部に改称
	19年	4月	大学院医学系研究科医科学専攻を次のように改めた 基礎医学領域 生理学・細胞生物学講座，生化学・分子生物学講座，病理学・微生物学講座， 社会医学講座 臨床医学領域 内科学講座，内科系講座，外科学講座，外科系講座 また，病院の組織を次のように改めた 企画・管理部門 医療情報部，経営企画室，医療安全管理室，災害対策室，物流センター， 治験管理センター，診療録センター，卒後臨床研修センター，患者支援センター， 病床マネジメント室  診療科 内科 循環器内科，腎臓内科，呼吸器内科，免疫内科，消化器内科，糖尿病・ 内分泌内科，老年内科，神経内科，腫瘍内科，血液内科 内科系 放射線科，小児科，皮膚科，精神科神経科 外科 食道胃腸外科，肝胆膵外科，心臓血管外科，呼吸器外科，小児外科 外科系 整形外科，脳神経外科，眼科，耳鼻咽喉・頭頸部外科，泌尿器科，産科婦人科， 形成外科，麻酔科，歯科口腔外科，救命救急科 中央診療施設等 検査部，放射線部，輸血部，病理部，周産母子センター，救急部，総合診療部， 集中治療部，手術部，リハビリテーション部，腎・血液浄化センター， 冠動脈疾患治療部，光学医療診療部，遺伝子診療部，感染制御部，国際診療部， 親と子の心療部，救急・集中治療センター，腫瘍センター，栄養管理部， 外来科学療法室（院内措置） 大学院医学系研究科医科学専攻に連携講座超微構造生物学，感染・免疫学及びリハビリテーショ ン運動機能学を設置（学内措置） 連携講座映像粒子線医学を粒子線医学及び分子イメージング学に改編（学内措置） 大学院医学系研究科医科学専攻放射光医学を廃止
平成	19年	10月	美容外科を設置
	20年	1月	医療技術部（院内措置）を設置
		4月	大学院医学系研究科を大学院医学研究科に改称
	2008	April	Graduate School of Medicine has been renamed in Japanese Language: From "Daigakuin Igaku-kei Kenkyuka" to "Daigakuin Igaku Kenkyuka". 大学院医学研究科医科学専攻を次のように改めた 生理学・細胞生物学講座，生化学・分子生物学講座，病理学講座， 微生物感染症学講座，社会医学講座，内科学講座，内科系講座， 外科学講座，外科系講座 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座感染症フィールド学及びシステム病態生物学を設置（学 内措置） 大学院医学研究科医科学専攻にこども発育学を設置（学内措置） 大学院医学研究科に質量分析総合センターを設置（部局内措置） 乳腺内分泌外科を設置 大学院保健学研究科を設置 Graduate School of Health Sciences established. 医学部事務部経営管理課を管理課と病院経営企画課に再編
		6月	大学院医学研究科医科学専攻にリウマチ学を設置（学内措置） リウマチ科及びリウマチセンター（院内措置）を設置
		8月	感染症内科及び病理診断科を設置
		10月	放射線腫瘍科を設置 大学院医学研究科医科学専攻に不整脈先端治療学を設置（学内措置） 不整脈センター（院内措置）を設置
	21年	11月	共同研究館改修及び寄附建物竣工
		4月	医学部附属動物実験施設を医学研究科附属動物実験施設に改称 医学部附属医学医療国際交流センターを医学研究科附属感染症センターに改組 大学院医学研究科医科学専攻に美容医科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に機能・画像診断学を設置（学内措置） 医療安全管理室を医療の質・安全管理部に改称 医療技術部及び血管内治療センターを設置 医学部医学科の入学定員が100名となる
		6月	社会医学講座を地域社会医学・健康科学講座に改称
		10月	老年内科と総合診療部を統合し総合内科に改称 大学院医学研究科医科学専攻にこども急性疾患学を設置（学内措置）

22年	1月	腫瘍内科を腫瘍・血液内科に改称
	4月	大学院医学研究科医科学専攻のへき地医療学をプライマリ・ケア医学に改称（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に病態脳科学，病態分子細胞生物学，新規治療探索医学を設置（学内措置） 医学部医学科の入学定員が103名となる （平成22年度より3年次学士入学制度を2年次学士入学制度に変更）
23年	4月	大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）の入学定員が25名となる 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座生態機能分子応用学，規制科学を設置（学内措置） 医学部医学科の入学定員が105名となる 大学院医学研究科医科学専攻にトランスレーショナルリサーチ・イノベーションセンターを設置（部局内措置）
	3月	卒後臨床研修センターを総合臨床教育センターに改組
24年	4月	医学部医学科の入学定員が108名となる 大学院医学研究科医科学専攻に先端生体医用画像研究センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻リハビリテーション機能回復学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻リウマチ学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻美容医科学を廃止 医学部事務部に施設管理課を設置
	5月	大学院医学研究科医科学専攻に泌尿器先端医療開発学を設置（学内措置）
25年	10月	大学院医学研究科医科学専攻に分子代謝医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻にグローバルリーダー育成センターを設置（部局内措置）
	1月	大学院医学研究科医科学専攻に病態シグナル学を設置（学内措置）
26年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に地域連携病理学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座小児先端医療学及び小児高度専門外科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻こども発育学を廃止 治験管理センターを臨床研究推進センターに改称 リウマチ科を廃止 免疫内科を膠原病リウマチ内科に改称 リハビリテーション科を設置 医学部医学科の入学定員が110名となる
	5月	大学院医学研究科医科学専攻に膜生物学・医学教育研究センターを設置（部局内措置）
27年	6月	緩和支援治療科を設置
	10月	再生医療臨床応用実現化人材育成センター（院内措置）を設置
28年	11月	入院センター（院内措置）を設置
	3月	低侵襲総合診療棟増築部分の使用を開始した
29年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に病理ネットワーク学を設置（学内措置） 医学部医学科の入学定員が112名となる 呼吸器センター（院内措置）を設置 医学部附属地域医療活性化センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に医療機器・再生医療製品レギュラトリーサイエンスインキュベーションセンターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻にメディカルイノベーションセンターを設置（部局内措置）
	5月	口腔機能管理センターを設置（院内措置）
30年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に地域医療支援学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻プライマリ・ケア医学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻にこども総合療育学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座循環器高度医療探索学及び心臓血管外科先端医療学を設置（学内措置） 周産母子センターを総合周産期母子医療センターに改称
	7月	大学院医学研究科医科学専攻にWHHLMI ウサギ開発・供給・研究センターを設置（部局内措置）
31年	11月	大学院医学研究科医科学専攻に低侵襲外科学を設置（学内措置）
	4月	大学院医学研究科医科学専攻にシステム生理学，橋渡し科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にシグナル伝達医学研究展開センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科トランスレーショナルリサーチ・イノベーションセンターを廃止（部局内措置） 大学院医学研究科膜生物学・医学教育研究センターを廃止（部局内措置） 大学院医学研究科メディカルイノベーションセンターを廃止（部局内措置）
32年	7月	大学院医学研究科にテニユアトラック推進センターを設置（部局内措置）
	4月	医学部に国際がん医療・研究センターを設置（～31年3月） 大学院医学研究科医科学専攻に国際がん医療・研究推進学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻（博士課程）の入学定員が100名となる 大学院医学研究科に次世代国際交流センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻病態脳科学，病態分子細胞生物学を廃止 大学院医学研究科グローバルリーダー育成センターを廃止（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻医療機器・再生医療製品レギュラトリーサイエンスインキュベーションセンターを廃止（部局内措置） 医学部事務部に患者サービス課を設置
33年	6月	インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンターを設置（院内措置）
	7月	入院センターを廃止し，患者支援センターに業務を統合



30年	2月	医工探索創成センターを設置（院内措置） 医学部に統合型医療機器研究開発・創出拠点を設置（部局内措置）
	4月	大学院医学研究科医科学専攻に健康創造推進学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に脊椎外科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に先進救命救急医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻連携講座生態機能分子応用学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻WHHLMIウサギ開発・供給・研究センターを廃止（部局内措置）
31年	10月	放射線科を放射線診断・IVR科に改称 血管内治療センターをIVRセンターに改称 緩和ケアセンターを設置（院内措置）
	1月	情報分析推進室を設置（院内措置）
令和元年	3月	医学部附属国際がん医療・研究センターを医学部附属病院に再編
	4月	医学部に臨床解剖トレーニングセンターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に先進医用画像診断学を設置（学内措置） 神経内科を脳神経内科に改称
2年	7月	救命救急センターを設置 大学院医学研究科医科学専攻に先進代謝疾患治療開発学を設置（学内措置）
	8月	大学院医学研究科医科学専攻にAI・デジタルヘルス科学分野を設置（学内措置）
3年	9月	臨床ゲノム診療・研究センターを設置（院内措置）
	1月	大学院医学研究科医科学専攻に放射線工医学を設置（学内措置）
3年	4月	大学院医学研究科医科学専攻にバイオリソース研究・開発推進学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座精神疾患高度医療探索学を設置（学内措置）  大学院医学研究科医科学専攻先端生体医用画像研究センターを廃止（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻機能・画像診断学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻分子イメージング学を廃止
	8月	臨床工学部を設置
3年	11月	中央診療施設、企画・管理部門を病院管理部門、診療支援・企画部門、中央診療部門、
	2月	大学院医学研究科にこころの疾患研究センターを設置（部局内措置）
3年	4月	大学院医学研究科にプレジジョン・テレサージェリーセンターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に関節温存・再建外科学，足病医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻システム生理学を生理学に統合 国際診療部を廃止し、インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンターに業務を統合 小児医療センターを設置（院内措置） 医学部事務部患者サービス課を医療支援課に改称 臨床研究中核病院に承認される
	6月	大学院医学研究科に難治性がん研究センターを設置（部局内措置）
3年	7月	光免疫治療センターを設置（院内措置）
	10月	大学院医学研究科にデジタルイノベーション推進センターを設置（部局内措置）
4年	4月	大学院医学研究科医科学専攻に生体シグナル制御学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻の放射線科診断学を放射線医学に改称（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座難治性網膜視神経変性治療学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にメディカルトランスフォーメーション研究センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻分子代謝医学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻シグナル伝達医学研究展開センターを廃止（部局内措置）
	4月	大学院医学研究科医科学専攻の生化学，シグナル統合学を統合し，生化学・シグナル統合学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に生体シグナル制御学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻の放射線科診断学を放射線医学に改称（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に連携講座難治性網膜視神経変性治療学を設置（学内措置） 大学院医学研究科にメディカルトランスフォーメーション研究センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医科学専攻分子代謝医学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻難治性皮膚疾患病態解明学を廃止 大学院医学研究科医科学専攻シグナル伝達医学研究展開センターを廃止（部局内措置）
5年	6月	大学院医学研究科医科学専攻に新規治療探索医学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻連携講座新規治療探索医学を廃止
	11月	大学院医学研究科医科学専攻に未来医学講座を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻疫学を分子疫学に改称（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に高分解能生体構造イメージング学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に微生物学応用創薬科学を設置（学内措置） 大学院医学研究科医科学専攻に創薬・分子構造医療学を設置（学内措置）
5年	4月	医学部に医学教育推進センターを設置（部局内措置） 大学院医学研究科医療創成工学専攻（博士課程前期課程・後期課程）を設置

## 医学研究科の理念、AP・DP・CP

### 理念

神戸大学大学院医学研究科は、人間性豊かで高い倫理観ならびに探求心と創造性を有する科学者としての視点を持つ医師/医学研究者を育成するために国際的に卓越した教育を提供することを基本理念としている。

この教育理念に基づき次のような教育目的を達成する。

#### 教育目的

- 1) 豊かな人間性、高い倫理観ならびに高度な専門知識・技能を身につけた医師/医学研究者の育成
- 2) 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持った医師/医学研究者の育成
- 3) 国際的に活躍できる優れた医師/医学研究者の育成
- 4) この理念および目的の達成、またさらなる医学研究科・医学科の飛躍のため平成13年度より本学科の大学院講座化（部局化）が施行され、医学科と大学院を通しての一貫した研究教育指導体制の確立を目指している。

## アドミッション・ポリシー

### 【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

バイオメディカルサイエンス専攻は、国際的医療産業都市を志向する神戸に立地する大学院修士課程として、生命科学と医学の国際的・先端的な研究・教育の拠点となる事を目指している。そのために、意欲と協調性を有する次のような学生を求めている。

医学研究科修士課程の求める学生像

1. 国際的に活躍する生命科学・医学研究者を目指す学生  
〔求める要素：知識・技能， 関心・意欲〕
2. 他分野の専門知識を生命科学・医学領域に応用・発展させたい学生  
〔求める要素：知識・技能， 思考力・判断力・表現力， 主体性・協働性， 関心・意欲〕
3. 先端的な生命科学・医学的知識及び技術を学びたい学生  
〔求める要素：知識・技能， 思考力・判断力・表現力， 関心・意欲〕
4. バイオ・医学・医療等の関連産業において活躍したい学生  
〔求める要素：知識・技能， 関心・意欲〕

以上のような学生を選抜するために、医学研究科修士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

### 【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

1. 新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生
2. 生命倫理を重んじ、医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生
3. 思考力を持ち、既成概念にとらわれず、創造的な発見や課題探求に喜びを見いだせる学生
4. 旺盛な好奇心を持ち、異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生

### 【医科学専攻（博士課程）】

医科学専攻は、国際的医療産業都市を志向する神戸に立地する大学院博士課程として、生命科学と医学の国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指している。そのために、意欲と協調性を有する次のような学生を求めている。

医学研究科博士課程の求める学生像

1. 生命科学・医学研究者として国際的に活躍したい学生  
〔求める要素：主体性・協働性， 関心・意欲〕
2. 高度な専門知識と技能を持った臨床医を目指す学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

3. バイオ・医学・医療等の関連産業において活躍したい学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

4. 先端的な生命科学・医学的知識及び技術を学びたい学生

〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

5. 企業・病院・公的機関等に在籍しながら研究を行い，博士号取得を目指す学生

〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

以上のような学生を選抜するために，医学研究科博士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。

一般入試、社会人入試、外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

#### 【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

1. 新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生
2. 生命倫理を重んじ、医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生
3. 思考力を持ち、既成概念にとらわれず、創造的な発見や課題探求に喜びを見いだせる学生
4. 旺盛な好奇心を持ち、異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生
5. 高い基礎学力を持ち、実践的な体験と高度で専門的な学識の修得から、自らの創造的開発能力の醸成に強い意欲をもつ学生

## 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学大学院医学研究科は、神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、人間性豊かで高い倫理観並びに探求心と創造性を有する科学者としての視点を持ち、国際的に活躍できる優れた医師・医学研究者を育成することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従い学位を授与する。

### 【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

学位：修士（バイオメディカルサイエンス）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本専攻学生が課程を通じて達成を身につけるべき能力は次のとおりとする。

- ・生命医科学における深い学識と高度な専門的能力を備える。
- ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点をもって新しい課題に取り組むことができる。
- ・豊かな教養と高い倫理観を身につけている。
- ・研究により自ら見出した新しい知見を、論理的かつ明瞭な言葉により表現し、必要に応じて国際的に発信できる。

### 【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

学位：修士（医工学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力
2. ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力
4. 基礎的なものづくりの能力
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力

### 【医科学専攻（博士課程）】

学位：博士（医学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学ディプロマ・ポリシーに加え、修了までに、本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

- ・ 医師・医学研究者として高度な専門知識・技術を身につけている。
- ・ 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組むことができる。
- ・ 豊かな教養と高い倫理観を身につけ、知性、理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる。
- ・ 多様な価値観を尊重し、異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる。

### 【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

学位：博士（医工学）

本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

神戸大学のディプロマ・ポリシーに加え、修了までに本専攻学生が課程を通じて達成を目指す身につけるべき能力は次のとおりとする。

1. 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力
2. ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力
4. 医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力

## 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学研究科では、本研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

### 【バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）】

本専攻では、それぞれの研究分野に精通した専門家であると同時に生命医科学全体にわたって広くかつ深く理解することのできる人材を育成することを目指して、修士課程を一専攻（バイオメディカルサイエンス専攻）で構成している。

1. 「人間性」、「創造性」を身につけることができるよう本科コースでは、すべての学生が履修する共通の科目として「バイオメディカルサイエンスA」、「バイオメディカルサイエンスB」、「社会医学」、「生命倫理・安全」を開設し、地域密着型医学物理スペシャリスト養成コースでは、すべての学生が履修する共通の科目として、「共通特論Ⅰ」、「共通特論Ⅱ」を開設する。
2. 「専門性」を身につけることができるよう、以下の科目を開設する。
  - ・生命医科学における深い学識と高度な専門的能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設し、地域密着型医学物理スペシャリスト養成コースでは、放射線治療の基礎知識や最新の治療方法を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
  - ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点をもって新しい課題に取り組むことができる能力を身につけることができるよう「バイオメディカルサイエンス特別研究」を開設し、修士論文に係る研究指導を行う。
  - ・豊かな教養と高い倫理観を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
3. 「国際性」を身につけることができるよう以下の科目を開設する。
  - ・研究により自ら見出した新しい知見を、論理的かつ明瞭な言葉により表現し、必要に応じて国際的に発信できる能力を身につけることができるよう「科学英語」を開設する。

これらの能力を養うため、必修科目により生命医科学研究の基礎知識を習得し、選択必修科目により自己の研究領域の専門知識と研究・実験技法を習得できる体系的な教育課程を編成している。学位論文は、これらの知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

なお、学習の成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に則して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

- ・特別研究・演習・実習については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

#### 【医療創成工学専攻（博士課程前期課程）】

医学研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

1. 基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
  - ・医学研究科選択科目
  - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器コンセプト創造実習、ニーズ探索臨床現場実習
2. ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
  - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器社会実装学特論
  - ・医療機器コンセプト創造演習、医療機器コンセプト創造実習
  - ・問題解決基礎演習、ニーズ探索臨床現場実習
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
  - ・医療機器コンセプト創造学特論、医療機器コンセプト創造演習、医療機器コンセプト創造実習
  - ・ものづくり実習、工学研究科選択科目
  - ・インターンシップ
4. 基礎的なものづくりの能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
  - ・ものづくり実習
  - ・医療機器・システム設計概論、医療機器・システム設計演習
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「国際性」、「専門性」）
  - ・医療機器レギュラトリーサイエンス学特論、医療機器ビジネス学特論、医療機器品質マネジメント学特論、医療機器社会実装学特論
  - ・医療機器・システム英語特別講義I、医療機器・システム英語特別講義II
  - ・特別研究

なお、これらの科目は、講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせで行う。学位論文もしくは特定の課題についての研究



の成果はこれらの科目により修得した知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究、演習、実習については、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多角的、包括的な方法で到達度を判定する。

### 【医科学専攻（博士課程）】

本専攻では、それぞれの研究分野に精通した専門家であると同時に医科学全体にわたって広くかつ深く理解することのできる優秀な指導的立場の人材を育成することを目指して、博士課程を一専攻（医科学専攻）で構成している。

1. 「人間性」を身につけることができるよう「共通基礎科目」を開設する。
2. 「創造性」を身につけることができるよう「医学研究先端講義」、「大学院特別講義」を開設する。
3. 「専門性」を身につけることができるよう、以下の科目を開設する。
  - ・医師・医学研究者としての高度な専門知識・技術を身に付けることができるよう必要と認める科目を開設する。
  - ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組むことができる能力を身につけることができるよう「専門科目」を開設し、博士論文に係る研究指導を行う。
  - ・豊かな教養と高い倫理観を身につけ、知性、理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。
4. 「国際性」を身につけることができるよう以下の科目を開設する。
  - ・多様な価値観を尊重し、異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる能力を身につけることができるよう必要と認める科目を開設する。

これらの能力を養うため、共通科目において医学研究の基礎知識や実験手技を習得し、加えて専門家による医学研究の最先端の知見を学ぶ。また専門科目において履修プログラム毎の科目を履修することにより、自己の研究領域の専門知識や研究、或いは高度な診療手技等が修得できる体系的な教育課程を編成している。学位論文は、これらの知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

なお、学習の成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究・演習・実習については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

#### 【医療創成工学専攻（博士課程後期課程）】

医学研究科の「教育目的」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

1. 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
  - ・先端医学シリーズ、先端医学トピックス
2. ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「専門性」）
  - ・プロジェクトマネジメント学特論、ビジネスプランニング学特論、アントレプレナー・リーダーシップ学特論
3. ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
  - ・先端医工学トピックス
  - ・特別研究
4. 医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力を身につけさせるための科目を設定する。（「創造性」、「専門性」）
  - ・プロジェクトマネジメント学特論、ビジネスプランニング学特論、アントレプレナー・リーダーシップ学特論、医療機器国際開発特論
5. 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解のもと、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力を身につけさせるための科目を設定する。（「人間性」、「創造性」、「国際性」、「専門性」）
  - ・大学院特別英語
  - ・特別研究

なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせで行う。学位論文はこれらの科目により修得した知識や技能を活用し、必要な研究指導を受けて作成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、括的な方法で到達度を判定する。
- ・特別研究については、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

## 2. 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

### (入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

- 入学願書
- 出身学校長の調査書又はこれに代わる書類
- 写真
- その他の書類

### (合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

### (宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

### (成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

- 秀 (90 点以上)
- 優 (80 点以上 90 点未満)
- 良 (70 点以上 80 点未満)
- 可 (60 点以上 70 点未満)
- 不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

### (学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

### (欠席届)

第 6 条 学生が、2 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則(平成27年3月31日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月5日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月1日)

この細則は、令和3年4月1日から施行する

附 則(令和3年9月15日)

この細則は、令和4年4月1日から施行し、様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成30年4月1日から適用する。

様式1号

入 学 許 可 書	
	受験番号 番
	氏 名
神戸大学	学部に入学を許可する。
年 月 日	
	神戸大学長

A4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書	
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。	
	年 月 日
神戸大学長	殿
	署名

A4 (297mm×210mm)

様式 3 号

神戸大学 殿		年	月	日
		学部		学科
		学籍番号		番
		住 所		
		氏 名		
休 学 願				
下記のとおり休学したいので御許可願います。				
記				
1	理 由			
2	期 間	自	年 月 日	
		至	年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 4 号

神戸大学 殿		年	月	日
		学部		学科
		学籍番号		番
		住 所		
		氏 名		
復 学 願				
下記のとおり復学したいので御許可願います。				
記				
1	理 由			
2	復学年月日	年	月 日	

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 5 号

神戸大学 殿	年 月 日
学部	学科
学籍番号	番
本人住所	
氏 名	
退 学 願	
下記のとおり退学したいので御許可願います。	
記	
1 理 由	
2 退学年月日	年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式 7 号

神戸大学 殿	年 月 日
学部	学科
学籍番号	番
住 所	
氏 名	
欠 席 届	
下記のとおり欠席しますからお届けします。	
記	
1 理 由	
2 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日

注 疾病の場合は，診断書を添付のこと。

A4 (297mm×210mm)





# 学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和 )年 月 日入学・進学	学籍番号		
研究科 課 程 専 攻	フリガナ			
	ローマ字			
	氏 名			
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		外国籍	
現 住 所 (入学後の住所)	自宅・下宿・寮・その他( )	Eメールアドレス		
	〒	携帯	@	
		PC	@	
	住 所	都道府県		
	[固定電話]			
	[携帯電話]			
	※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族			
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称	電話		
履 歴	年 月	立	高等学校卒業	
	・			
	・			
	・			
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験	年度 合格
	職 歴	・		
そ の 他	・			
保護者等の住所等  ※学生本人が 独立生計者の場合 は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。	フリガナ			
	氏 名	本人との続柄( )		
	〒			
	住 所	都道府県		
	[固定電話]			
[携帯電話]				
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	<input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)			
	フリガナ	氏 名		
	氏 名	本人との続柄 ( )		
	[固定電話]			
	[携帯電話]			
		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		

注 1 本人の氏名, 生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。  
 2 高校卒業後の学歴を有する者は, 最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。  
 3 在学中に, 改姓・改名, 現住所変更, 保護者等の住所変更等があった場合は, 速やかに身上異動・住所変更届を, 所属学部又は研究科の担当係に提出してください。  
 4 この学生登録票に記載された個人情報については, 個人情報保護法等を遵守の上, 適切に取り扱うこととし, 在学中において, 授業料関係書類の送付, 広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか, 教学上の名簿作成, 修学指導, 大学運営や教育活動のために利用します。また, 個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。



### 3 神戸大学大学教育推進機構規則等

#### (1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 5 年 3 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構(以下「機構」という。)の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 教養教育院
- (2) グローバル教育センター
- (3) 国際コミュニケーションセンター
- (4) 異分野共創型教育開発センター
- (5) 大学教育研究センター
- (6) 高大接続卓越グローバル人材育成センター

2 教養教育院、グローバル教育センター、国際コミュニケーションセンター、異分野共創型教育開発センター、大学教育研究センター及び高大接続卓越グローバル人材育成センターの業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
教養教育院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学共通授業科目の企画運営に関する事。</li> <li>・全学共通授業科目の実施及び担当教員に関する事。</li> <li>・全学共通授業科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。</li> <li>・教養教育院が開講する高度教養科目の実施及び担当教員に関する事。</li> <li>・教養教育院が開講する高度教養科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。</li> <li>・大学院教養教育に関する事。</li> <li>・その他教養教育院の業務を実施するために必要な事。</li> </ul>
グローバル教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸大学(以下「本学」という。)が受け入れる外国人留学生(以下「外国人留学生」という。)の教育及び本学学生の海外派遣教育並びにその推進に関する事。</li> <li>・外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に係る教育プログラムの企画運営に関する事。</li> <li>・日本語教育、留学生教育、国際教育等に係る調査研究に関する事。</li> <li>・外国人留学生に対する修学及び研究に必要な日本語・日本事情教育並びに異文化理解教育に関する事。</li> <li>・外国人留学生に対する修学上及び生活上の支援に関する事。</li> <li>・外国人留学生の学内外における交流推進に関する事。</li> <li>・海外留学を希望する本学学生に対する異文化理解教育に関する事。</li> <li>・海外留学に係る修学上及び生活上の支援に関する事。</li> <li>・その他グローバル教育センターの業務を実施するために必要な事。</li> </ul>
国際コミュニケーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語に関する研究・調査に関する事。</li> <li>・グローバル・コミュニケーションに係る研究・調査に関する事。</li> <li>・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語教育環境の整備に関すること。</li> <li>・外国語教育に係る支援に関すること。</li> <li>・その他国際コミュニケーションセンターの業務を実施するために必要なこと。</li> </ul>
異分野共創型教育開発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の特色を活かした教育プログラムの開発に関すること。</li> <li>・グローバル教育の開発に関すること。</li> <li>・課題解決型教育の開発に関すること。</li> <li>・ステークホルダー連携教育の開発に関すること。</li> <li>・その他異分野共創型教育開発センターの業務を実施するために必要なこと。</li> </ul>
大学教育研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育の推進に係る調査・研究に関すること。</li> <li>・大学教育の全学的な取組の企画・立案及び支援に関すること。</li> <li>・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。</li> <li>・教学 IR に係る調査・研究に関すること。</li> <li>・その他大学教育研究センターの業務を実施するために必要なこと。</li> </ul>
高大接続卓越グローバル人材育成センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高大接続等による卓越グローバル人材を育成するためのプログラムの企画・実施に関すること。</li> <li>・入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること。</li> <li>・入学者選抜結果の分析及び評価に関すること。</li> <li>・入学前教育の企画・立案に関すること。</li> <li>・学生募集に係る広報に関すること。</li> <li>・その他高大接続卓越グローバル人材育成センターの業務を実施するために必要なこと。</li> </ul>

(職員)

第4条 機構に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 教養教育院長
- (4) グローバル教育センター長
- (5) 国際コミュニケーションセンター長
- (6) 異分野共創型教育開発センター長
- (7) 大学教育研究センター長
- (8) 高大接続卓越グローバル人材育成センター長
- (9) 教養教育院副院長
- (10) グローバル教育センター副センター長
- (11) 国際コミュニケーションセンター副センター長
- (12) 異分野共創型教育開発センター副センター長
- (13) 大学教育研究センター副センター長
- (14) 高大接続卓越グローバル人材育成センター副センター長
- (15) 教授，准教授，講師，助教及び助手
- (16) その他の職員

(センター長等の選考)

第5条 前条第3号から第14号までの職員の選考は、大学教育推進委員会の議を経て、学長が行う。

(機構長)

第6条 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

(教養教育院長)

第8条 教養教育院長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 教養教育院長は、教養教育院の業務を総括する。

3 教養教育院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、教養教育院長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第9条 グローバル教育センター長、国際コミュニケーションセンター長、異分野共創型教育開発センター長、大学教育研究センター長及び高大接続卓越グローバル人材育成センター長(以下「センター長」という。)は、本学の専任の教授又は機構長をもって充てる。

2 センター長は、それぞれグローバル教育センター、国際コミュニケーションセンター、異分野共創型教育開発センター、大学教育研究センター及び高大接続卓越グローバル人材育成センター(以下「センター」という。)の業務を総括する。

3 センター長(機構長がセンター長である場合を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等)

第10条 教養教育院副院長、グローバル教育センター副センター長、国際コミュニケーションセンター副センター長、異分野共創型教育開発センター副センター長、大学教育研究センター副センター長及び高大接続卓越グローバル人材育成センター副センター長(以下「副センター長等」という。)は、本学の専任の教員をもって充てる。

2 副センター長等は、それぞれセンター長(教養教育院長を含む。)の職務を補佐する。

3 副センター長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 削除

(大学教育推進委員会)

第12条 機構に、機構の業務及び運営に関する事項について審議するため、神戸大学大学教育推進機構大学教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教務委員会)

第13条 機構に、大学教育の全学的な運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学教務委員会(以下「全学教務委員会」という。)を置く。

2 全学教務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学評価・FD委員会)

第14条 機構に、大学教育の内部質保証に係る全学的な点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントの実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学評価・FD委員会(以下「全学評価・FD委員会」という。)を置く。

2 全学評価・FD委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(海外学生派遣委員会)

第15条 機構に、学生の海外派遣について審議するため、神戸大学大学教育推進機構海外学生派遣委員会(以下「海外学生派遣委員会」という。)を置く。

2 海外学生派遣委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 削除

(グローバルサイエンスキャンパス委員会)

第17条 機構に、グローバルサイエンスキャンパスについて審議するため、神戸大学大学教育推進機構グローバルサイエンスキャンパス委員会(以下「グローバルサイエンスキャンパス委員会」という。)を置く。

2 グローバルサイエンスキャンパス委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(留学生委員会)

第18条 機構に、外国人留学生に関する事項について審議するため、神戸大学大学教育推進機構留学生委員会(以下「留学生委員会」という。)を置く。

2 留学生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(教養教育委員会)

第19条 教養教育院に、全学共通教育の運営、実施、内部質保証等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会(以下「教養教育委員会」という。)を置く。

2 教養教育委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(センター運営委員会)

第20条 センターに、センターの運営、業務等について審議するため、それぞれ運営委員会(以下「センター運営委員会」という。)を置く。

2 各センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(部門等)

第21条 教養教育院に、次に掲げる部門を置く。

(1) 学部教養教育部門

(2) 大学院教養教育部門

2 グローバル教育センターに、次に掲げる部門を置く。

(1) 留学生教育部門

(2) 海外派遣教育部門

3 グローバル教育センターの留学生教育部門に、留学生教育部門の業務を遂行するため、次に掲げるユニットを置く。

(1) 留学生交流推進ユニット

(2) 日本語等教育ユニット

(3) 相談指導ユニット

4 グローバル教育センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

5 グローバル教育センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。

6 国際コミュニケーションセンターに、次に掲げる研究部門を置く。

(1) システム研究部門

(2) メディア研究部門

(3) コンテンツ研究部門

(4) 学術交流研究部門

7 異分野共創型教育開発センターに、次に掲げる部門を置く。

(1) プログラムコーディネーター部門

(2) プログラム開発部門

8 大学教育研究センターに、次に掲げる部門を置く。

(1) 大学教育研究部門

(2) 教学 IR 研究部門

9 高大接続卓越グローバル人材育成センターに、次の部門を置く。

- (1) 戦略企画部門
- (2) 高大連携部門
- (3) アドミッションオフィス部門
- (4) 入学後教育部門

10 各部門に、部門長を置く。

11 部門長は、それぞれの部門の業務を総括する。

12 部門長(次項及び第14項の部門長を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

13 学部教養教育部門長は、教養教育院長をもって充てる。

14 大学院教養教育部門長は、教養教育院副院長をもって充てる。

15 前2項の部門長以外の部門長は、機構長が指名する者をもって充てる。

16 各部門に、部門長の職務を補佐するため、副部門長を置くことができる。

(教育部会)

第22条 学部教養教育部門に、全学共通授業科目及び教養教育院が開講する高度教養科目を担当する教員により組織する次に掲げる教育部会を設ける。

- (1) 情報科学
- (2) 健康・スポーツ科学
- (3) 人間形成と思想
- (4) 文学と芸術
- (5) 歴史と文化
- (6) 人間と社会
- (7) 法と政治
- (8) 経済と社会
- (9) 数学
- (10) 物理学
- (11) 化学
- (12) 生物学
- (13) 地球惑星科学
- (14) 図形科学
- (15) 応用科学技術
- (16) 医学
- (17) 農学
- (18) ESD
- (19) データサイエンス
- (20) 学際
- (21) 外国語第I
- (22) 外国語第II

2 全学共通授業科目及び教養教育院が開講する高度教養科目を担当する教員は、前項各号に掲げる教育部会のいずれかに所属するものとする。

3 各教育部会に、教育部会の業務を総括するため、教育部会長を置く。

4 教育部会長の選考は、教養教育委員会の議を経て、学長が行う。

5 この条に定めるもののほか、教育部会に関し必要な事項は、別に定める。



(教養教育支援室)

第 23 条 教養教育院に、全学共通教育の支援組織として、教養教育支援室を置く。

2 教養教育支援室に室長を置き、教養教育院長をもって充てる。

3 教養教育支援室長は、教養教育支援室の業務を総括する。

4 教養教育支援室の業務については、別に定める。

(教学 IR 推進室)

第 24 条 機構に、教学 IR 推進室を置く。

2 教学 IR 推進室に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、大学教育推進委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される教育部長の任期は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 19 年 2 月 15 日までとする。

3 平成 23 年 2 月 16 日に任命される教育部長の任期は、第 9 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 1 月 18 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 29 日)

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

1 この規則は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在任する本部員(第 11 条第 1 項第 3 号に規定する本部員を除く。)の任期は、改正後の第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げないものとする。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在任する改正前の第 11 条第 1 項第 1 号ニの規定による本部員は、改正後の第 11 条第 1 項第 1 号ニの規定による本部員とみなし、その任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げないものとする。

附 則(平成 22 年 1 月 26 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日)

この規則は、平成 22 年 12 月 21 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 24 日)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 30 日)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 25 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される大学教育推進本部副本部長の任期の終期は、第 16 条本文の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日とする。

附 則(平成 30 年 1 月 23 日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 28 日)

この規則は、令和 2 年 4 月 28 日から施行し、改正後の神戸大学大学教育推進機構規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される高大接続卓越グローバル人材育成センター長、副センター長及び部門長の任期の終期は、第 9 条第 3 項本文、第 10 条第 3 項本文及び第 21 条第 12 項本文の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 神戸大学高大接続卓越グローバル人材育成センター規則(令和 4 年 9 月 27 日制定)、神戸大学高大接続卓越グローバル人材育成センター運営委員会規程(令和 4 年 9 月 30 日制定)及び神戸大学大学教育推進機構神戸グローバルチャレンジプログラム委員会規程(平成 27 年 9 月 29 日制定)は、廃止する。

## (2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 10 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 26 日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 2 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 4 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第 3 条関係)

別表

[別紙参照]

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
基礎教養科目	人文系	哲学	1		
		心理学	1		
		論理学	1		
		教育学	1		
		倫理学	1		
		社会学系	法学	1	
		政治学	1		
		経済学	1		
		経営学	1		
		社会学	1		
		教育社会学	1		
		地理学	1		
		生命科学系	医学	1	
			保健学	1	
			生物学	1	
			数学	1	
			物理学	1	
			化学	1	
			惑星学	1	
			情報科学	1	
	総合教養科目	(1) 多文化理解	教育と人間形成	1	
文学			1		
言語科学			1		
芸術と文化			1		
日本史			1		
東洋史			1		
アジア史			1		
西洋史			1		
考古学			1		
			1		
			1		
			1		
			1		
			1		
			1		
		1			
		1			
		1			
		1			

総合教養科目

(1) 多文化理解	芸術史	芸術史A	1		
		芸術史B	1		
	美術史	美術史A	1		
		美術史B	1		
	科学史	科学史A	1		
		科学史B	1		
	社会思想史	社会思想史	1		
	文化人類学	文化人類学	1		
	現代社会論	現代社会論A	1		
		現代社会論B	1		
		越境する文化	1		
		生活環境と技術	1		
		カタチの文化学	1		
	(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
身近な物理法則		身近な物理法則	1		
カタチの自然学		カタチの自然学A	1		
		カタチの自然学B	1		
ものづくりと科学技術		ものづくりと科学技術A	1		
		ものづくりと科学技術B	1		
生命科学		生命科学A	1		
		生命科学B	1		
生物資源と農業			生物資源と農業A	1	
			生物資源と農業B	1	
			生物資源と農業C	1	
			生物資源と農業D	1	
(3) グローバルイシュー		環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
	社会と人権	社会と人権A	1		
		社会と人権B	1		
	男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1		
		男女共同参画とジェンダーB	1		
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2		
	国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1		
		国際協力の現状と課題B	1		
	政治と社会	政治と社会	1		
	社会生活と法	社会生活と法	1		
	国家と法	国家と法	1		
	現代の経済	現代の経済A	1		
		現代の経済B	1		
	経済社会の発展	経済社会の発展	1		
地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1			
生物の環境適応	生物の環境適応	1			
人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1			
食と健康	食と健康A	1			
	食と健康B	1			
資源・材料とエネルギー		資源・材料とエネルギーA	1		
		資源・材料とエネルギーB	1		
(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1		
	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1		
		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1		
	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1		
		ESD生涯学習論B	1		
	ESDボランティア論	ESDボランティア論	1		

総合教養科目	(5) キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	外国語科目	ドイツ語初級SB3	0.5
		職業と学び	企業社会論B	1		ドイツ語初級SB4	0.5
			職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1		ドイツ語中級C1	0.5
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	ドイツ語中級C2		0.5	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2		フランス語初級A1	0.5
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1		フランス語初級A2	0.5
			ボランティアと社会貢献活動B	1		フランス語初級B1	0.5
		グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		フランス語初級B2	0.5
		神戸大学史	神戸大学史A	1		フランス語初級A3	0.5
			神戸大学史B	1		フランス語初級A4	0.5
	(6) 神戸学	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1		フランス語初級B3	0.5
			ひょうご神戸学	1		フランス語初級B4	0.5
		地域連携	地域社会形成基礎論	1		フランス語初級SA3	0.5
			日本酒学入門	1		フランス語初級SA4	0.5
		海への誘い	海への誘い	2		フランス語初級SB3	0.5
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2		フランス語初級SB4	0.5
	(7) データサイエンス	データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1		フランス語中級C1	0.5
		データサイエンス概論	データサイエンス概論B	1		フランス語中級C2	0.5
		データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1		中国語初級A1	0.5
	外国語科目	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5		中国語初級A2	0.5
			Academic English Communication A2	0.5		中国語初級B1	0.5
			Academic English Communication B1	0.5		中国語初級B2	0.5
			Academic English Communication B2	0.5		中国語初級B3	0.5
			Academic English Communication B1(選抜上級クラス)	0.5		中国語初級A3	0.5
			Academic English Communication B2(選抜上級クラス)	0.5		中国語初級A4	0.5
			Academic English Literacy A1	0.5		中国語初級B3	0.5
			Academic English Literacy A2	0.5		中国語初級B4	0.5
			Academic English Literacy B1	0.5		中国語初級SA3	0.5
			Academic English Literacy B2	0.5		中国語初級SA4	0.5
		外国語第II	Academic English Literacy B1(選抜上級クラス)	0.5		中国語初級SB3	0.5
			Academic English Literacy B2(選抜上級クラス)	0.5		中国語初級SB4	0.5
			Advanced English Online 1	0.5		中国語中級C1	0.5
			Advanced English Online 2	0.5		中国語中級C2	0.5
			Advanced English(海外研修)	1		ロシア語初級A1	0.5
			ドイツ語初級A1	0.5		ロシア語初級A2	0.5
			ドイツ語初級A2	0.5		ロシア語初級B1	0.5
			ドイツ語初級B1	0.5		ロシア語初級B2	0.5
			ドイツ語初級B2	0.5		ロシア語初級A3	0.5
			ドイツ語初級A3	0.5		ロシア語初級A4	0.5
	外国語第III	ドイツ語初級A4	0.5	ロシア語初級B3		0.5	
		ドイツ語初級B3	0.5	ロシア語初級B4		0.5	
		ドイツ語初級B4	0.5	ロシア語中級C1		0.5	
ドイツ語初級SA3		0.5	ロシア語中級C2	0.5			
ドイツ語初級SA4		0.5	第三外国語(ドイツ語) T1	0.5			
ドイツ語初級SB3		0.5	第三外国語(ドイツ語) T2	0.5			
ドイツ語初級SB4		0.5	第三外国語(ドイツ語) T3	0.5			
ドイツ語中級C1		0.5	第三外国語(ドイツ語) T4	0.5			
ドイツ語中級C2		0.5	第三外国語(フランス語) T1	0.5			
フランス語初級A1		0.5	第三外国語(フランス語) T2	0.5			
共通専門基礎科目	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T3	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T4	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T1	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T2	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T3	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	第三外国語(フランス語) T4	0.5			
	フランス語初級A2	0.5	情報基礎	1			
	フランス語初級A2	0.5	情報科学1	1			
	フランス語初級A2	0.5	情報科学2	1			
	フランス語初級A2	0.5	健康・スポーツ科学講義A	1			
フランス語初級A2	0.5	健康・スポーツ科学講義B	1				
フランス語初級A2	0.5	健康・スポーツ科学実習基礎	1				
フランス語初級A2	0.5	健康・スポーツ科学実習1	0.5				
フランス語初級A2	0.5	健康・スポーツ科学実習2	0.5				
フランス語初級A2	0.5	心と行動	2				
フランス語初級A2	0.5	線形代数入門1	1				
フランス語初級A2	0.5	線形代数入門2	1				
フランス語初級A2	0.5	線形代数1	1				
フランス語初級A2	0.5	線形代数2	1				
フランス語初級A2	0.5	線形代数3	1				
フランス語初級A2	0.5	線形代数4	1				
フランス語初級A2	0.5	微分積分入門1	1				
フランス語初級A2	0.5	微分積分入門2	1				
フランス語初級A2	0.5	微分積分1	1				

	微分積分2	1	
	微分積分3	1	
	微分積分4	1	
	数理統計1	1	
	数理統計2	1	
	物理学入門	1	
	力学基礎1	1	
	力学基礎2	1	
	電磁気学基礎1	1	
	電磁気学基礎2	1	
	連続体力学基礎	1	
	熱力学基礎	1	
	量子力学基礎	1	
	相対論基礎	1	
	物理学実験基礎	1	
	物理学実験	2	
	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論B1	1	
	生物学各論B2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	基礎地学1	1	
	基礎地学2	1	
共通専門基礎科目	資格免許のための科目	日本国憲法1	1
		日本国憲法2	1
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。



### (3) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程

(平成 28 年 3 月 22 日 制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構教養教育院が開講する高度教養科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目、単位数及び配当年次)

第 2 条 高度教養科目の授業科目名、単位数及び配当年次は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。

3 前項の場合における授業科目、単位数及び配当年次は、開設の都度定める。

(履修要件)

第 3 条 高度教養科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 4 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする高度教養科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 5 条 試験の実施等については、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)第 7 条の規程を準用する。

(成績評価基準)

第 6 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、履修規則第 8 条の規程により別に定める成績評価基準を準用する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教養教育院長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程の規定は、令和 2 年度入学者から適用する。

2 この規程施行の際現に国際人間科学部に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、改正後の別表(複言語共修セミナー(タンデム)、複言語共修セミナー(外国語としての日本語)、グローバルラーニングスキルズ及びグローバルエキスパートセミナーに係る部分を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

授業科目	単位数	配当年次	備考
カタチの科学	1	2年次以上	
E S D総合演習	2	3年次以上	
データサイエンスP B L演習	1	2年次以上	
大学教育論	1	2年次以上	
高等外国語教育論	1	2年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングA	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングB	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングC	2	3年次以上	
海外インターンシップ実習A	1	3年次以上	
海外インターンシップ実習B	2	3年次以上	
外国語セミナーA（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーC（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーD（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナーC（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ロシア語）	1	3年次以上	

#### (4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日 制定)

最終改正 令和2年12月24日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海洋政策科学部の学生にあつては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、原則として45分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

#### 附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### (2) 再試験できる授業科目(学部別)

##### ① 2021年度以降入学者用

医 学 部 医学科 外国語科目、微分積分1、微分積分2、微分積分3、微分積分4、力学基礎1、力学基礎2、基礎物理化学1、基礎物理化学2、基礎有機化学1、基礎有機化学2、生物学各論E1、生物学各論E2

##### ② 2020年度入学者用

医 学 部 医学科 外国語科目、微分積分1、微分積分2、微分積分3、微分積分4、力学基礎1、力学基礎2、基礎物理化学1、基礎物理化学2、基礎有機化学1、基礎有機化学2、生物学各論E1、生物学各論E2

##### ③ 2019年度入学者用

医 学 部 医学科 外国語科目、微分積分1、微分積分2、微分積分3、微分積分4、力学基礎1、力学基礎2、電磁気学基礎1、電磁気学基礎2、連続体力学基礎、

熱力学基礎, 基礎物理化学 1, 基礎物理化学 2,  
基礎有機化学 1, 基礎有機化学 2, 生物学各論 E 1,  
生物学各論 E 2

④ 2016年度～2018年度入学者用

医学部 医学科

外国語科目, 微分積分 1, 微分積分 2, 微分積分 3,  
微分積分 4, 力学基礎 1, 力学基礎 2,  
電磁気学基礎 1, 電磁気学基礎 2, 連続体力学基礎,  
熱力学基礎, 基礎物理化学 1, 基礎物理化学 2,  
基礎有機化学 1, 基礎有機化学 2, 生物学各論 E 1,  
生物学各論 E 2

⑤ 2009年度～2015年度入学者用

医学部 医学科

※ ( ) 内の新カリキュラム科目を履修・受験

外国語科目, 微分積分学 1 (微分積分 1・微分積分 2),  
微分積分学 2 (微分積分 3, 微分積分 4),  
物理学 C 1 (力学基礎 1・力学基礎 2),  
物理学 C 2 (連続体力学基礎・熱力学基礎),  
物理学 C 3 (電磁気学基礎 1・電磁気学基礎 2),  
基礎物理化学 (基礎物理化学 1・基礎物理化学 2),  
基礎有機化学 (基礎有機化学 1・基礎有機化学 2)

## (5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)  
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項及び神戸大学  
大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成 28 年 3 月 22 日制定)第 5 条の規定に  
基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養  
教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等  
を添付して教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

### 附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 教養教育院開講科目の追試験に関する内規の申合せ

(平成 25 年 6 月 20 日 教務専門委員会決定)  
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

追試験に関する内規第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書  
(治療期間の明記されたものに限る)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出す  
ることを条件に、これを認めるものとする。

(6) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定  
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正  
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正  
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正  
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))  
及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 2 > 楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅)),  
阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 3 > 名谷地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))  
及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### < 4 > 深江地区において開講する授業

JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### 2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

#### 4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
  3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
  4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
  5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
  6. この申合せは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
  7. この申合せは、令和4年4月1日から適用する。

# 大学院医学研究科規則関係



## 1. 神戸大学大学院医学研究科規則

(平成20年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻及び課程)

第2条 研究科に置く専攻及びその課程は、次のとおりとする。

専攻名	課程の別
バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
医科学専攻	博士課程
医療創成工学専攻	博士課程前期課程 博士課程後期課程

2 医科学専攻は、これを4年の博士課程(以下「博士課程」という。)とする。

3 医療創成工学専攻は、これを前期2年の博士課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の博士課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

(教育研究上の目的)

第3条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) バイオメディカルサイエンス専攻

バイオメディカルサイエンス及び医学の先端的・学際的研究を推進するとともに、同分野における優れた研究者、教育者及び関連する産業分野において高度の専門的な学識をもって活躍できる人材の養成を目的とする。

(2) 医科学専攻

医学・生命科学領域における高度で先端的・学際的研究を推進するとともに、将来、医学・生命科学を担う優れた医学研究者並びにリサーチマインド及び高度な臨床技能を兼ね備えた臨床医(高度職業人)の養成を目的とする。

(3) 医療創成工学専攻

前期課程においては、臨床現場のニーズから医療機器のコンセプトを創造し、さらに基本的な設計と試作に必要な知識、経験、技能を身に付け、ものづくりの基礎となる工学的な素養と医学の基礎知識を併せ持つ、医療機器開発を主導することができる創造的開発人材の養成を目的とし、後期課程においては、プロジェクトマネジメント手法、経営の基礎、アントレプレナーシップなどを習得し、国際的な開発体験を通じて、患者目線や医療現場目線でニーズを察知・理解し、多職種で構成されたチームのリーダーとなって医療機器開発を推進できる人材の養成を目的とする。

(履修コース)

第3条の2 バイオメディカルサイエンス専攻に次の履修コースを置く。

本科コース

## 地域密着型医学物理スペシャリスト養成コース

(講座)

第4条 医科学専攻及び医療創成工学専攻に置く講座は、次のとおりとする。

(1) 医科学専攻

生理学・細胞生物学  
生化学・分子生物学  
病理学  
微生物感染症学  
地域社会医学・健康科学  
未来医学  
内科学  
内科系  
外科学  
外科系

(2) 医療創成工学専攻

医療機器学

2 医科学専攻に次の履修プログラムを置く。

研究者育成プログラム  
シグナル伝達基礎臨床融合プログラム  
臨床研究エキスパート育成プログラム  
医学研究国際プログラム  
がんプロフェッショナル養成プログラム  
デジタル医工創成学プログラム  
連携大学院臨床研究医養成プログラム  
早期研究スタートプログラム

(研究科長)

第5条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第5条の2 研究科に、副研究科長6人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第6条 研究科の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程・前期課程の入学資格)

第7条 修士課程又は前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの  
(修士課程・前期課程への早期入学)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者を、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(博士課程の入学資格)

第 9 条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学, 歯学, 薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において, 学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について, 当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において, 修業年限が5年以上である課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により, 学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって, 研究科において, 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 研究科において, 個別の入学資格審査により, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの  
(後期課程の入学資格)

第9条の2 後期課程に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し, 修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校, 第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し, 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し, 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において, 個別の入学資格審査により, 修士の学位又は専門職学位を有する者と同

等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(博士課程への早期入学)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることがある。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(進学)

第11条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き研究科の博士課程又は後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(選考方法)

第12条 入学志願者に対する選考は、学力試験、面接、出身大学等の成績等を総合して行う。

(転入学)

第12条の2 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第12条の3 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第13条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第14条 教育上特別の必要があると認めるときは、教授会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第15条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(単位の基準)

第16条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第17条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された本学の専任の教授及び特命教授で研究科を担当する者とする。

2 前項の規程にかかわらず、必要があるときは、次の各号に掲げる者を指導教員とすることができる。

(1) 研究科に配置された本学の専任の准教授、特命准教授又は講師で研究科を担当する者

(2) 博士課程を有しない部局に配置された本学の専任の教授又は准教授であって、教授会の議を経て研究科長が必要と認めた者

(3) 教授会の議を経て、研究科長が必要と認めた客員教授

(修士課程・前期課程の履修要件)

第18条 修士課程の学生は、別表第1により、前期課程の学生は別表第3により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(博士課程の履修要件)

第19条 博士課程の学生は、別表第2及び別表第5により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(後期課程の履修要件)

第19条の2 後期課程の学生は、別表第4により、指導教員の指導を受けて、10単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第20条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の指導を受けて、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の指導の下に、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位(学部の授業科目の単位を除く。)は、教授会の議を経て、第18条から前条までに規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第21条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、修士課程、前期課程又は博士課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第18条から第19条の2までに規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第21条の2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて修士課程、前期課程又は博士課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、第18条から第19条の2までに規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、修士課程、前期課程又は博士課程にあつては15単位(ただし、第21条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位)を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、第18条から第19条の2までに規定する単位数に算入することができる。

(他研究科、他大学大学院等の研究指導)

第23条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、修士課程又は前期課程の学生については1年を超えないものとする。

2 博士課程の学生は、教授会の議を経て、本学大学院の他の研究科において、研究指導の一部を受けることができる。

(留学)

第24条 学生は、第21条又は前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第25条 休学期間は、1年以内とする。

2 特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 前項に規定する休学期間の延長は、博士課程又は後期課程にあつては2年を超えることはできない。

4 休学期間は、通算して修士課程又は前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年、博士課程にあつては4年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文審査及び最終試験)

第 27 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 27 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(修士課程・前期課程の修了要件)

第 28 条 修士課程又は前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、第 18 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものと認めた場合は、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、適当と認めるときは、教授会の議を経て、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第 22 条の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 7 条又は第 8 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 29 条 博士課程の修了要件は、博士課程に 4 年以上在学し、第 19 条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 22 条の規定により研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(第 9 条又は第 10 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(後期課程の修了要件)

第 29 条の 2 後期課程の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、第 19 条の 2 に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第 30 条 前 3 条の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 30 条の 2 前期課程及び後期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を行うことができる。



2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第 31 条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

修士課程 バイオメディカルサイエンス

博士課程 医学

前期課程 医工学

後期課程 医工学

(特別聴講学生)

第 32 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修をしようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第 33 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(研究生)

第 34 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、指導教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第 35 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定中、「IVR 学特別研究 I」、「IVR 学特別研究 II」、「IVR 学演習」及び「IVR 学臨床実習」に係る規定は、平成 30 年 7 月 1 日から、「産科生殖医学特別研究 I」、「産科生殖医学特別研究 II」、「産科生殖医学演習」、「産科生殖医学臨床実習」、「婦人科先端医療学特別講義 I」、「婦人科先端医療学特別講義 II」、「婦人科先端医療学演習」及び「婦人科先端医療学臨床実習」に係る規定は、平成 30 年 12 月 16 日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行し、改正後の第21条から第22条まで、第28条及び第29条の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院医学研究科規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に医学研究科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和4年11月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 年 月 日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第15条，第18条関係）

修士課程の授業科目及び単位数

コース	授 業 科 目	選択・必修の別	単位数		
本科コース	バイオメディカルサイエンスA	必 修	2	24	30
	バイオメディカルサイエンスB	〃	2		
	社会医学・生命倫理・安全	〃	2		
	バイオサイエンス基本実習	〃	4		
	文献解析・プレゼンテーション演習	〃	4		
	バイオメディカルサイエンス特別研究	〃	10		
	シグナル伝達特論	選択必修	2	6	
	細胞分子医学特論	〃	2		
	薬物治療学特論	〃	2		
	基礎解剖学	〃	2		
	微生物感染症学特論	〃	2		
	統計学	〃	1		
	科学英語	〃	1		
	地域密着型医学物理スペシャリスト養成コース	共通特論Ⅰ	必 修	2	
共通特論Ⅱ		〃	2		
放射線治療計画基本演習		〃	3		
バイオメディカルサイエンス特別研究		〃	10		
バイオメディカルサイエンスA		選択必修	2	13	
バイオメディカルサイエンスB		〃	2		
基礎解剖学		〃	2		
原子核物理学		〃	2		
放射線物理学		〃	2		
統計学		〃	1		
保健物理学		〃	2		
放射線診断物理学		〃	2		
放射線治療物理学		〃	2		
放射線計測学		〃	2		
情報処理学		〃	1		
医療情報学		〃	1		
放射線診断学		〃	1		
放射線生物学		〃	2		
放射線関連法規及び勸告		〃	1		
核医学物理学		〃	1		
核医学	〃	1			
放射線腫瘍学	〃	2			

医療・画像情報学演習	〃	1
核医学物理学演習	〃	1
放射線診断物理学演習	〃	1
保健物理学演習	〃	1
放射線計測学演習	〃	1
科学英語	〃	1
放射線治療計画臨床研究	〃	3

備考 本科コースに所属する学生は、他の研究科の授業科目を履修し単位を修得した場合、4単位を限度として、第18条に規定する単位数に算入することができる。

別表第2(第15条, 第19条関係) 博士課程の授業科目及び単位数

(1) 共通科目

授業科目の区分	授 業 科 目	単位数
共通基礎科目	コア講義	1
	コア実習	1
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	1
	先端医学トピックス	1
大学院特別講義	大学院特別英語	1
	リサーチ・プロポーザル	1
	生命科学論文・申請書作成特論	1
	発生・再生医学特論	1
	産学連携特論	1
	生命倫理特論	1
	グローバルメディカルサイエンス特別講義	1
	がんプロフェッショナル養成特論	1
	がんプロ共通特論I	2
	がんプロ共通特論II	2
	医療機器コンセプト創造学特論	1
	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1
	医療機器ビジネス学特論	1
	医療機器コンセプト創造演習	1
	医用材料工学	1
	医用有機化学	1
	AI・深層学習	1
	医療機器・システム英語特別講義I	1
	医療機器・システム英語特別講義II	1
	医療機器・システム設計概論	1
	医療機器・システム設計演習	1
	データサイエンス演習	1
	インターンシップ	4
ラボ・ローテーション	1	

(2) 専門科目

講 座	授 業 科 目	単位数	
生理学・細胞生物学	膜動態学特別研究I	6	
	膜動態学特別研究II	4	
	膜動態学演習	3	
	細胞生理学特別研究I	6	
	細胞生理学特別研究II	4	
	細胞生理学演習	3	
	病態シグナル学特別研究I	6	
	病態シグナル学特別研究II	4	
	病態シグナル学演習	3	
	生理学特別研究I	6	
	生理学特別研究II	4	
	生理学演習	3	
	神経情報伝達学特別研究I	6	
	神経情報伝達学特別研究II	4	
	神経情報伝達学演習	3	
	生体構造解剖学特別研究I	6	
	生体構造解剖学特別研究II	4	
	生体構造解剖学演習	3	
	神経分化・再生特別研究I	6	
	神経分化・再生特別研究II	4	
	神経分化・再生演習	3	
	分子脳科学特別研究I	6	
	分子脳科学特別研究II	4	
	分子脳科学演習	3	
	発生・再生医学特別研究I	6	
	発生・再生医学特別研究II	4	
	発生・再生医学演習	3	
	生化学・分子生物学	生化学・シグナル統合学特別研究I	6
		生化学・シグナル統合学特別研究II	4
		生化学・シグナル統合学演習	3
分子細胞生物学特別研究I		6	
分子細胞生物学特別研究II		4	
分子細胞生物学演習		3	
膜生物学特別研究I		6	
膜生物学特別研究II		4	
膜生物学演習		3	
超微構造生物学特別研究I		6	
超微構造生物学特別研究II		4	
超微構造生物学演習		3	
薬理学特別研究I		6	
薬理学特別研究II		4	
薬理学演習		3	
病理学	病理学特別研究I	6	
	病理学特別研究II	4	
	病理学演習	3	
	病理学臨床実習	2	
	病理診断学特別研究I	6	
	病理診断学特別研究II	4	
	病理診断学演習	3	
	病理診断学臨床実習	2	
	微生物学特別研究I	6	
微生物学特別研究II	4		
微生物学演習	3		
臨床ウイルス学特別研究I	6		
臨床ウイルス学特別研究II	4		
臨床ウイルス学演習	3		
感染制御学特別研究I	6		
感染制御学特別研究II	4		

微生物感染症学	感染制御学演習	3
	感染治療学特別研究 I	6
	感染治療学特別研究 II	4
	感染治療学演習	3
	感染治療学臨床実習	2
	感染症フィールド学特別研究 I	6
	感染症フィールド学特別研究 II	4
	感染症フィールド学演習	3
	ウイルス感染症学特別研究 I	6
	ウイルス感染症学特別研究 II	4
	ウイルス感染症学演習	3
	免疫制御学特別研究 I	6
	免疫制御学特別研究 II	4
	免疫制御学演習	3
	遺伝子医薬学特別研究 I	6
	遺伝子医薬学特別研究 II	4
	遺伝子医薬学演習	3
	地域社会医学・健康科学	医学教育学特別研究 I
医学教育学特別研究 II		4
医学教育学演習		3
地域医療教育学特別研究 I		6
地域医療教育学特別研究 II		4
地域医療教育学演習		3
地域医療支援学特別研究 I		6
地域医療支援学特別研究 II		4
地域医療支援学演習		3
地域医療支援学臨床実習		2
地域医療ネットワーク学特別研究 I		6
地域医療ネットワーク学特別研究 II		4
地域医療ネットワーク学演習		3
A I・デジタルヘルス科学特別研究 I		6
A I・デジタルヘルス科学特別研究 II		4
A I・デジタルヘルス科学演習		3
医療行政学特別研究 I		6
医療行政学特別研究 II		4
医療行政学演習		3
医療経済・病院経営学特別研究 I		6
医療経済・病院経営学特別研究 II		4
医療経済・病院経営学演習		3
医療法・倫理学特別研究 I		6
医療法・倫理学特別研究 II		4
医療法・倫理学演習		3
規制科学特別研究 I		6
規制科学特別研究 II		4
規制科学演習		3
規制科学臨床実習		2
生物統計学特別研究 I		6
生物統計学特別研究 II		4
生物統計学演習		3
橋渡し科学特別研究 I		6
橋渡し科学特別研究 II		4
橋渡し科学演習		3
医薬食品評価科学特別研究 I		6
医薬食品評価科学特別研究 II		4
医薬食品評価科学演習		3
法医学特別研究 I		6
法医学特別研究 II		4
法医学演習		3
地域連携病理学特別研究 I		6
地域連携病理学特別研究 II		4
地域連携病理学演習		3
地域連携病理学臨床実習		2
健康創造推進学特別研究 I		6
健康創造推進学特別研究 II		4
健康創造推進学演習		3
健康創造推進学臨床実習		2
医工探索創成学特別研究 I		6
医工探索創成学特別研究 II		4
医工探索創成学演習		3
医工探索創成学臨床実習		2
未来医学	幹細胞医学特別研究 I	6
	幹細胞医学特別研究 II	4
	幹細胞医学演習	3
	分子疫学特別研究 I	6
	分子疫学特別研究 II	4
	分子疫学演習	3
	高分解能生体構造イメージング特別研究 I	6
	高分解能生体構造イメージング特別研究 II	4
	高分解能生体構造イメージング演習	3
	バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学特別研究 I	6
バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学特別研究 II	4	
バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学演習	3	
循環器内科学	循環器内科学特別研究 I	6
	循環器内科学特別研究 II	4
	循環器内科学演習	3
	循環器内科学臨床実習	2
	不整脈先端治療学特別研究 I	6
	不整脈先端治療学特別研究 II	4
	不整脈先端治療学演習	3
	不整脈先端治療学臨床実習	2
	循環器高度医療探索学特別研究 I	6
	循環器高度医療探索学特別研究 II	4
	循環器高度医療探索学演習	3
	循環器高度医療探索学臨床実習	2

内科学	消化器内科学特別研究 I	6
	消化器内科学特別研究 II	4
	消化器内科学演習	3
	消化器内科学臨床実習	2
	新規治療探索医学特別研究 I	6
	新規治療探索医学特別研究 II	4
	新規治療探索医学演習	3
	新規治療探索医学臨床実習	2
	呼吸器内科学特別研究 I	6
	呼吸器内科学特別研究 II	4
	呼吸器内科学演習	3
	呼吸器内科学臨床実習	2
	呼吸器先端医療開発学特別研究 I	6
	呼吸器先端医療開発学特別研究 II	4
	呼吸器先端医療開発学演習	3
	呼吸器先端医療開発学臨床実習	2
	糖尿病・内分泌内科学特別研究 I	6
	糖尿病・内分泌内科学特別研究 II	4
	糖尿病・内分泌内科学演習	3
	糖尿病・内分泌内科学臨床実習	2
	総合内科学特別研究 I	6
	総合内科学特別研究 II	4
	総合内科学演習	3
	総合内科学臨床実習	2
	先進代謝疾患治療開発学特別演習 I	6
	先進代謝疾患治療開発学特別演習 II	4
	先進代謝疾患治療開発学演習	3
	先進代謝疾患治療開発学臨床実習	2
	腎臓内科学特別研究 I	6
	腎臓内科学特別研究 II	4
	腎臓内科学演習	3
	腎臓内科学臨床実習	2
	免疫内科学特別研究 I	6
	免疫内科学特別研究 II	4
	免疫内科学演習	3
	免疫内科学臨床実習	2
	脳神経内科学特別研究 I	6
	脳神経内科学特別研究 II	4
	脳神経内科学演習	3
	脳神経内科学臨床実習	2
	腫瘍・血液内科学特別研究 I	6
	腫瘍・血液内科学特別研究 II	4
	腫瘍・血液内科学演習	3
	腫瘍・血液内科学臨床実習	2
	血液内科学特別研究 I	6
	血液内科学特別研究 II	4
	血液内科学演習	3
血液内科学臨床実習	2	
内科系	放射線診断学特別研究 I	6
	放射線診断学特別研究 II	4
	放射線診断学演習	3
	放射線診断学臨床実習	2
	I V R 学特別研究 I	6
	I V R 学特別研究 II	4
	I V R 学演習	3
	I V R 学臨床実習	2
	先進医用画像診断学特別研究 I	6
	先進医用画像診断学特別研究 II	4
	先進医用画像診断学演習	3
	先進医用画像診断学臨床実習	2
	放射線医工学特別研究 I	6
	放射線医工学特別研究 II	4
	放射線医工学演習	3
	放射線医工学臨床実習	2
	放射線腫瘍学特別研究 I	6
	放射線腫瘍学特別研究 II	4
	放射線腫瘍学演習	3
	放射線腫瘍学臨床実習	2
	粒子線医学特別研究 I	6
	粒子線医学特別研究 II	4
	粒子線医学演習	3
	小児科学特別研究 I	6
	小児科学特別研究 II	4
	小児科学演習	3
	小児科学臨床実習	2
	こども急性疾患学特別研究 I	6
	こども急性疾患学特別研究 II	4
	こども急性疾患学演習	3
	こども急性疾患学臨床実習	2
	こども総合療育学特別研究 I	6
	こども総合療育学特別研究 II	4
	こども総合療育学演習	3
	こども総合療育学臨床実習	2
	造血幹細胞医療創成学特別研究 I	6
	造血幹細胞医療創成学特別研究 II	4
	造血幹細胞医療創成学演習	3
	造血幹細胞医療創成学臨床実習	2
	皮膚科学特別研究 I	6
	皮膚科学特別研究 II	4
	皮膚科学演習	3
	皮膚科学臨床実習	2
	精神医学特別研究 I	6
	精神医学特別研究 II	4
	精神医学演習	3

	精神医学臨床実習	2	
	精神疾患高度医療探索学特別研究 I	6	
	精神疾患高度医療探索学特別研究 II	4	
	精神疾患高度医療探索学演習	3	
	精神疾患高度医療探索学臨床実習	2	
	臨床検査医学特別研究 I	6	
	臨床検査医学特別研究 II	4	
	臨床検査医学演習	3	
	臨床検査医学臨床実習	2	
	立証検査医学特別研究 I	6	
	立証検査医学特別研究 II	4	
	立証検査医学演習	3	
	立証検査医学臨床実習	2	
	病因病態解析学特別研究 I	6	
	病因病態解析学特別研究 II	4	
	病因病態解析学演習	3	
	病因病態解析学臨床実習	2	
	医療情報学特別研究 I	6	
	医療情報学特別研究 II	4	
	医療情報学演習	3	
	医療情報学臨床実習	2	
	先端緩和医療学特別研究 I	6	
	先端緩和医療学特別研究 II	4	
	先端緩和医療学演習	3	
	先端緩和医療学臨床実習	2	
	病態情報学特別研究 I	6	
	病態情報学特別研究 II	4	
	病態情報学演習	3	
	病態情報学臨床実習	2	
	薬剤学特別研究 I	6	
	薬剤学特別研究 II	4	
	薬剤学演習	3	
	薬剤学臨床実習	2	
	システム病態生物学特別研究 I	6	
	システム病態生物学特別研究 II	4	
	システム病態生物学演習	3	
	小児先端医療学特別研究 I	6	
	小児先端医療学特別研究 II	4	
	小児先端医療学演習	3	
	小児先端医療学臨床実習	2	
	ゲノム医療学特別研究 I	6	
	ゲノム医療学特別研究 II	4	
	ゲノム医療学演習	3	
	ゲノム医療学臨床実習	2	
外科学	食道胃腸外科学特別研究 I	6	
	食道胃腸外科学特別研究 II	4	
	食道胃腸外科学演習	3	
	食道胃腸外科学臨床実習	2	
	肝胆膵外科学特別研究 I	6	
	肝胆膵外科学特別研究 II	4	
	肝胆膵外科学演習	3	
	肝胆膵外科学臨床実習	2	
	乳腺内分泌外科学特別研究 I	6	
	乳腺内分泌外科学特別研究 II	4	
	乳腺内分泌外科学演習	3	
	乳腺内分泌外科学臨床実習	2	
	心臓血管外科学特別研究 I	6	
	心臓血管外科学特別研究 II	4	
	心臓血管外科学演習	3	
	心臓血管外科学臨床実習	2	
	心臓血管外科先端医療学特別研究 I	6	
	心臓血管外科先端医療学特別研究 II	4	
	心臓血管外科先端医療学演習	3	
	心臓血管外科先端医療学臨床実習	2	
	呼吸器外科学特別研究 I	6	
	呼吸器外科学特別研究 II	4	
	呼吸器外科学演習	3	
	呼吸器外科学臨床実習	2	
	小児外科学特別研究 I	6	
	小児外科学特別研究 II	4	
	小児外科学演習	3	
	小児外科学臨床実習	2	
	低侵襲外科学特別研究 I	6	
	低侵襲外科学特別研究 II	4	
	低侵襲外科学演習	3	
	低侵襲外科学臨床実習	2	
		先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究 I	6
		先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究 II	4
		先端医学テクノロジー開発・応用学演習	3
		先端医学テクノロジー開発・応用学臨床実習	2
		先進的がん医療・研究推進学特別研究 I	6
		先進的がん医療・研究推進学特別研究 II	4
		先進的がん医療・研究推進学演習	3
		先進的がん医療・研究推進学臨床実習	2
		国際医療連携推進学特別研究 I	6
		国際医療連携推進学特別研究 II	4
		国際医療連携推進学演習	3
		国際医療連携推進学臨床実習	2
		整形外科特別研究 I	6
		整形外科特別研究 II	4
		整形外科演習	3
	整形外科臨床実習	2	
	脊椎外科学特別研究 I	6	
	脊椎外科学特別研究 II	4	



外科系

脊椎外科学演習	3
脊椎外科学臨床実習	2
関節温存・再建外科学特別研究 I	6
関節温存・再建外科学特別研究 II	4
関節温存・再建外科学演習	3
関節温存・再建外科学臨床実習	2
リハビリテーション運動機能学特別研究 I	6
リハビリテーション運動機能学特別研究 II	4
リハビリテーション運動機能学演習	3
リハビリテーション運動機能学臨床実習	2
リハビリテーション機能回復学特別研究 I	6
リハビリテーション機能回復学特別研究 II	4
リハビリテーション機能回復学演習	3
リハビリテーション機能回復学臨床実習	2
脳神経外科学特別研究 I	6
脳神経外科学特別研究 II	4
脳神経外科学演習	3
脳神経外科学臨床実習	2
眼科学特別研究 I	6
眼科学特別研究 II	4
眼科学演習	3
眼科学臨床実習	2
難治性網膜視神経変性治療学特別研究 I	6
難治性網膜視神経変性治療学特別研究 II	4
難治性網膜視神経変性治療学演習	3
難治性網膜視神経変性治療学臨床実習	2
耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究 I	6
耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究 II	4
耳鼻咽喉科頭頸部外科学演習	3
耳鼻咽喉科頭頸部外科学臨床実習	2
腎泌尿器科学特別研究 I	6
腎泌尿器科学特別研究 II	4
腎泌尿器科学演習	3
腎泌尿器科学臨床実習	2
泌尿器先端医療開発学特別研究 I	6
泌尿器先端医療開発学特別研究 II	4
泌尿器先端医療開発学演習	3
泌尿器先端医療開発学臨床実習	2
産科生殖医学特別研究 I	6
産科生殖医学特別研究 II	4
産科生殖医学演習	3
産科生殖医学臨床実習	2
婦人科先端医療学特別講義 I	6
婦人科先端医療学特別講義 II	4
婦人科先端医療学演習	3
婦人科先端医療学臨床実習	2
形成外科学特別研究 I	6
形成外科学特別研究 II	4
形成外科学演習	3
形成外科学臨床実習	2
足病医学特別研究 I	6
足病医学特別研究 II	4
足病医学演習	3
足病医学臨床実習	2
麻酔科学特別研究 I	6
麻酔科学特別研究 II	4
麻酔科学演習	3
麻酔科学臨床実習	2
口腔外科学特別研究 I	6
口腔外科学特別研究 II	4
口腔外科学演習	3
口腔外科学臨床実習	2
災害・救急医学特別研究 I	6
災害・救急医学特別研究 II	4
災害・救急医学演習	3
災害・救急医学臨床実習	2
先進救命救急医学特別研究 I	6
先進救命救急医学特別研究 II	4
先進救命救急医学演習	3
先進救命救急医学臨床実習	2
小児高度専門外科学特別研究 I	6
小児高度専門外科学特別研究 II	4
小児高度専門外科学医学演習	3
小児高度専門外科学臨床実習	2

別表第3（第15条，第18条関係）前期課程の授業科目及び単位数

授業科目の区分	授業科目	選択・必修の別	単位数
イノベーション科目	問題解決基礎演習	選択	1
	医療機器コンセプト創造学特論	必修	1
	医療機器コンセプト創造演習	必修	1
	医療機器社会実装学特論	必修	1
オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	必修	1
	医療機器ビジネス学特論	必修	1
	医療機器品質マネジメント学特論	必修	1
実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習	必修	2
	医療機器コンセプト創造実習	必修	2
	ものづくり実習	必修	2
工学系科目	医療機器・システム設計概論	必修	1
	医療機器・システム設計演習	必修	1
インターンシップ	インターンシップ	必修	1
専門科目	医用材料工学	選択	1
	医用有機化学	選択	1
	医用センシング	選択	1
	計測技術概論	選択	1
	プログラミング演習	選択	1
	AI・深層学習	選択	1
	データサイエンス演習	選択	1
	医療機器・システム英語特別講義I	選択	1
	医療機器・システム英語特別講義II	選択	1
	バイオメディカルサイエンスA	選択	2
	バイオメディカルサイエンスB	選択	2
	社会医学・生命倫理・安全	選択	2
	シグナル伝達特論	選択	2
	細胞分子医学特論	選択	2
	薬物治療学特論	選択	2
	微生物感染症学特論	選択	2
	統計学	選択	1
科学英語	選択	1	
特別研究	特別研究	必修	10

（備考）

履修要件 30単位以上

イノベーション科目 3単位以上

オペレーション科目 3単位

実践創造実習 6単位

工学系科目 2単位

インターンシップ 1単位

専門科目 4単位以上

特別研究 10単位

なお，専門科目には，医療創成工学専攻が認めた他研究科の授業科目を2単位まで算入することができる。

別表第4（第15条，第19条の2関係）後期課程の授業科目及び単位数

授業科目の区分	授業科目	選択・必修の別	単位数
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	必修	1
	ビジネスプランニング学特論	必修	1
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論	必修	1
	医療機器国際開発特論	必修	1
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	選択	1
	先端医学トピックス	選択	1
工学研究先端講義	先端医工学トピックス	選択	1
大学院特別講義	大学院特別英語	選択	1
特別研究	特別研究	必修	6

（備考）

履修要件 10単位

マネジメント科目 4単位

特別研究 6単位

※選択科目の履修は修了要件には含めない。

別表第5 博士課程の履修要件（第19条関係）

（1） 研究者育成プログラムを履修する者

（ア） シングルメジャー

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	別に定める教育研究分野（以下「分野」という。）のうち専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。）	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上，「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

（イ） ダブルメジャー

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。）	26単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

（2） シグナル伝達基礎臨床融合プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし，生理学・細胞生物学講座の各分野，生化学・分子生物学講座の各分野，病理学講座の各分野，微生物感染症学講座の各分野及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択し，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	26単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

（3） 臨床研究エキスパート育成プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし，地域社会医学・健康科学講座の各分野，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から臨床研究に係わる二つの分野の授業科目を選択すること。	26単位

共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	1単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ及びラボ・ローテーションを除く。）	1単位
合 計		30単位

(4) 医学研究国際プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する二つの分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし、生理学・細胞生物学講座の各分野，生化学・分子生物学講座の各分野，病理学講座の各分野，微生物感染症学講座の各分野及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択し，内科学講座の各分野，内科系講座の各分野，外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	26単位
共通科目	医学研究先端講義	4単位
	大学院特別講義（がんプロ共通特論Ⅰ及びがんプロ共通特論Ⅱを除く。ただし，リサーチ・プロポーザル，グローバルメディカルサイエンス特別講義及びラボ・ローテーションは必修とする。）	
合 計		30単位

(5) がんプロフェッショナル養成プログラムを履修する者

区 分	授 業 科 目	単位数
専門科目	専攻する分野（次の中から1分野を選択：腫瘍・血液内科学，放射線腫瘍学，小児科学，先端緩和医療学及び薬剤学）の授業科目	15単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル及びラボ・ローテーションを除く。ただし，がんプロフェッショナル養成特論，がんプロ共通特論Ⅰ及びがんプロ共通特論Ⅱを必修とする。）	
合 計		30単位

備考 小児科学を専攻する場合に限り、がんプロ共通特論Ⅰ・Ⅱを必修としないため、医学先端講義及び大学院特別講義から6単位履修すること。ただし、「医学研究先端講義」の授業科目から3単位以上、「大学院特別講義」の授業科目から2単位以上履修すること。

## (6) デジタル医工創成学プログラムを履修する者

区分	授業科目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目	15単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	大学院特別講義（医療機器コンセプト創造学特論）	4単位
	大学院特別講義（医療機器レギュラトリーサイエンス学特論）	
	大学院特別講義（医療機器ビジネス学特論）	
	大学院特別講義（医療機器コンセプト創造演習）	
	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	
大学院特別講義（医用材料工学，医用有機化学，AI・深層学習，医療機器・システム英語特別講義Ⅰ，医療機器・システム英語特別講義Ⅱ，医療機器・システム設計概論，医療機器・システム設計演習，データサイエンス演習）		
合計		30単位

## (7) 連携大学院臨床研究医養成プログラムを履修する者

区分	授業科目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目	15単位
	他の分野・部門の授業科目（特別研究Ⅱを除く。） ただし、別に定める分野・部門から選択すること。	11単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	2単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びびラボ・ローテーションを除く。）	
合計		30単位

## (8) 早期研究スタートプログラムを履修する者

## (ア) 一般コース（ダブルプログラム）

区分	授業科目	単位数
専門科目	専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。）	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。）	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びびラボ・ローテーションを除く。）	
合計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上、「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

## (イ) 基礎医学研究医育成特別コース

区分	授業科目	単位数
----	------	-----

専門科目	専攻する分野の授業科目（臨床実習を除く。） ただし、生理学・細胞生物学講座の各分野、生化学・分子生物学講座の各分野、病理学講座の各分野、微生物感染症学講座及び地域社会医学・健康科学講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	13単位
	他の分野の授業科目（特別研究Ⅱ及び臨床実習を除く。） ただし、内科学講座の各分野、内科系講座の各分野、外科学講座の各分野及び外科系講座の各分野の中から一つの分野の授業科目を選択すること。	9単位
共通科目	共通基礎科目	2単位
	医学研究先端講義	6単位
	大学院特別講義（リサーチ・プロポーザル，がんプロ共通特論Ⅰ，がんプロ共通特論Ⅱ，インターンシップ及びラボ・ローテーションを除く。）	
合 計		30単位

備考 「医学研究先端講義」から3単位以上、「大学院特別講義」から2単位以上履修すること。

## 2. 神戸大学大学院医学研究科の講座に置く教育研究分野 (部門) 及び医科学専攻の授業科目に関する内規

(平成21年11月11日制定)

(趣旨)

**第1条** 神戸大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）の講座に置く教育研究分野（部門）については、この内規に定めるところによる。

(医学研究科に置く教育研究分野（部門）及び授業科目)

**第2条** 医学研究科の講座に置く教育研究分野（部門）及び医科学専攻の授業科目は、別表のとおりとする。

但し、教育研究分野（部門）の設置の主旨及び目的により、授業科目を置かないことがある。

附 則

この内規は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則



この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定中、「脳神経内科学特別研究Ⅰ」、「脳神経内科学特別研究Ⅱ」、「脳神経内科学演習」及び「脳神経内科学臨床実習」に係る規定は令和元年5月1日から、「先進代謝疾患治療開発学特別研究Ⅰ」、「先進代謝疾患治療開発学特別研究Ⅱ」、「先進代謝疾患治療開発学演習」及び「先進代謝疾患治療開発学臨床実習」に係る規定は令和元年7月1日から、「AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅰ」、「AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅱ」及び「AⅠ・デジタルヘルス科学演習」に係る規定は令和元年8月1日から、「放射線医工学特別研究Ⅰ」、「放射線医工学特別研究Ⅱ」、「放射線医工学演習」及び「放射線医工学臨床実習」に係る規定は令和2年1月1日から、「精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅰ」、「精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅱ」、「精神疾患高度医療探索学演習」及び「精神疾患高

度医療探索学臨床実習」に係る規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表の規定中、「呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅰ」、「呼吸器先端医療開発学特別研究Ⅱ」、「呼吸器先端医療開発学演習」及び「呼吸器先端医療開発学臨床実習」に係る規定は令和3年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定中、感染病理学に係る規定は令和3年5月1日から、分子創薬科学に係る規定は令和3年7月1日から適用する。

## 別表

講座	教育研究分野（部門）	授業科目	単位数		
生理学・細胞生物学	膜動態学	膜動態学特別研究Ⅰ	6		
		膜動態学特別研究Ⅱ	4		
		膜動態学演習	3		
	細胞生理学	細胞生理学	細胞生理学特別研究Ⅰ	6	
			細胞生理学特別研究Ⅱ	4	
			細胞生理学演習	3	
		病態シグナル学	病態シグナル学特別研究Ⅰ	6	
			病態シグナル学特別研究Ⅱ	4	
			病態シグナル学演習	3	
	生理学	生理学	生理学特別研究Ⅰ	6	
			生理学特別研究Ⅱ	4	
			生理学演習	3	
		分子創薬科学	—	—	
	神経情報伝達学	神経情報伝達学	神経情報伝達学特別研究Ⅰ	6	
			神経情報伝達学特別研究Ⅱ	4	
			神経情報伝達学演習	3	
		生体構造解剖学	生体構造解剖学	生体構造解剖学特別研究Ⅰ	6
				生体構造解剖学特別研究Ⅱ	4
				生体構造解剖学演習	3
		神経分化・再生	神経分化・再生	神経分化・再生特別研究Ⅰ	6
				神経分化・再生特別研究Ⅱ	4
				神経分化・再生演習	3
		分子脳科学	分子脳科学	分子脳科学特別研究Ⅰ	6
				分子脳科学特別研究Ⅱ	4
				分子脳科学演習	3
	発生・再生医学	発生・再生医学	発生・再生医学特別研究Ⅰ	6	
			発生・再生医学特別研究Ⅱ	4	
発生・再生医学演習			3		
生化学・分子生物学	生化学・シグナル統合学	生化学・シグナル統合学特別研究Ⅰ	6		
		生化学・シグナル統合学特別研究Ⅱ	4		
		生化学・シグナル統合学演習	3		
	分子細胞生物学	分子細胞生物学	分子細胞生物学特別研究Ⅰ	6	
			分子細胞生物学特別研究Ⅱ	4	
		生体シグナル制御学	—	—	
	膜生物学	膜生物学	膜生物学特別研究Ⅰ	6	
			膜生物学特別研究Ⅱ	4	
			膜生物学演習	3	
	超微構造生物学	超微構造生物学	超微構造生物学特別研究Ⅰ	6	
			超微構造生物学特別研究Ⅱ	4	
			超微構造生物学演習	3	
	薬理学	薬理学	薬理学特別研究Ⅰ	6	
			薬理学特別研究Ⅱ	4	
		デジタル精神医学	—	—	
病理学	病理学	病理学特別研究Ⅰ	6		
		病理学特別研究Ⅱ	4		
		病理学演習	3		
		病理学臨床実習	2		
	病理診断学	病理診断学	病理診断学特別研究Ⅰ	6	
			病理診断学特別研究Ⅱ	4	
			病理診断学演習	3	
		病理診断学臨床実習	2		
		病理ネットワーク学	病理ネットワーク学	病理ネットワーク学特別研究Ⅰ	6
				病理ネットワーク学特別研究Ⅱ	4
病理ネットワーク学演習	3				
	病理ネットワーク学臨床実習	2			
微生物学	微生物学	微生物学特別研究Ⅰ	6		
		微生物学特別研究Ⅱ	4		
		微生物学演習	3		
	臨床ウイルス学	臨床ウイルス学	臨床ウイルス学特別研究Ⅰ	6	
			臨床ウイルス学特別研究Ⅱ	4	
			臨床ウイルス学演習	3	

微生物感染症学	感染制御学	感染制御学特別研究Ⅰ	6	
		感染制御学特別研究Ⅱ	4	
		感染制御学演習	3	
	感染治療学	感染治療学特別研究Ⅰ	6	
		感染治療学特別研究Ⅱ	4	
		感染治療学演習	3	
		感染治療学臨床実習	2	
	感染症フィールド学	感染症フィールド学特別研究Ⅰ	6	
		感染症フィールド学特別研究Ⅱ	4	
		感染症フィールド学演習	3	
	感染・免疫学	ウイルス感染学	ウイルス感染学特別研究Ⅰ	6
			ウイルス感染学特別研究Ⅱ	4
			ウイルス感染学演習	3
		免疫制御学	免疫制御学特別研究Ⅰ	6
			免疫制御学特別研究Ⅱ	4
免疫制御学演習			3	
遺伝子医薬学		遺伝子医薬学特別研究Ⅰ	6	
		遺伝子医薬学特別研究Ⅱ	4	
		遺伝子医薬学演習	3	
地域社会医学・健康科学	医学教育学	医学教育学	医学教育学特別研究Ⅰ	6
			医学教育学特別研究Ⅱ	4
			医学教育学演習	3
		地域医療教育学	地域医療教育学特別研究Ⅰ	6
			地域医療教育学特別研究Ⅱ	4
			地域医療教育学演習	3
		地域医療支援学	地域医療支援学特別研究Ⅰ	6
			地域医療支援学特別研究Ⅱ	4
			地域医療支援学演習	3
	地域医療ネットワーク学	地域医療ネットワーク学特別研究Ⅰ	6	
		地域医療ネットワーク学特別研究Ⅱ	4	
		地域医療ネットワーク学演習	3	
	バイオリソース研究・開発推進学	バイオリソース研究・開発推進学特別研究Ⅰ	6	
		バイオリソース研究・開発推進学特別研究Ⅱ	4	
		バイオリソース研究・開発推進学演習	3	
AⅠ・デジタルヘルス科学	AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅰ	6		
	AⅠ・デジタルヘルス科学特別研究Ⅱ	4		
	AⅠ・デジタルヘルス科学演習	3		
医療システム学	医療行政学	医療行政学特別研究Ⅰ	6	
		医療行政学特別研究Ⅱ	4	
		医療行政学演習	3	
	医療経済・病院経営学	医療経済・病院経営学特別研究Ⅰ	6	
		医療経済・病院経営学特別研究Ⅱ	4	
		医療経済・病院経営学演習	3	
医療法・倫理学	医療法・倫理学特別研究Ⅰ	6		
	医療法・倫理学特別研究Ⅱ	4		
	医療法・倫理学演習	3		
規制科学	規制科学特別研究Ⅰ	6		
	規制科学特別研究Ⅱ	4		
	規制科学演習	3		
	規制科学臨床実習	2		
生物統計学	生物統計学特別研究Ⅰ	6		
	生物統計学特別研究Ⅱ	4		
	生物統計学演習	3		
橋渡し科学	橋渡し科学特別研究Ⅰ	6		
	橋渡し科学特別研究Ⅱ	4		
	橋渡し科学演習	3		
医薬食品評価科学	医薬食品評価科学特別研究Ⅰ	6		
	医薬食品評価科学特別研究Ⅱ	4		
	医薬食品評価科学演習	3		
疫学	疫学特別研究Ⅰ	6		
	疫学特別研究Ⅱ	4		
	疫学演習	3		
法医学	法医学特別研究Ⅰ	6		
	法医学特別研究Ⅱ	4		
	法医学演習	3		
地域連携病理学	地域連携病理学特別研究Ⅰ	6		
	地域連携病理学特別研究Ⅱ	4		
	地域連携病理学演習	3		
	地域連携病理学臨床実習	2		

	健康創造推進学		健康創造推進学特別研究 I	6
			健康創造推進学特別研究 II	4
健康創造推進学演習			3	
健康創造推進学臨床実習			2	
	医工探索創成学		医工探索創成学特別研究 I	6
			医工探索創成学特別研究 II	4
			医工探索創成学演習	3
			医工探索創成学臨床実習	2
内科学	循環器内科学	循環器内科学	循環器内科学特別研究 I	6
			循環器内科学特別研究 II	4
			循環器内科学演習	3
			循環器内科学臨床実習	2
		不整脈先端治療学	不整脈先端治療学特別研究 I	6
			不整脈先端治療学特別研究 II	4
			不整脈先端治療学演習	3
			不整脈先端治療学臨床実習	2
	循環器高度医療探索学	循環器高度医療探索学特別研究 I	6	
		循環器高度医療探索学特別研究 II	4	
		循環器高度医療探索学演習	3	
		循環器高度医療探索学臨床実習	2	
	消化器内科学	消化器内科学	消化器内科学特別研究 I	6
			消化器内科学特別研究 II	4
			消化器内科学演習	3
			消化器内科学臨床実習	2
		新規治療探索医学	新規治療探索医学特別研究 I	6
			新規治療探索医学特別研究 II	4
			新規治療探索医学演習	3
			新規治療探索医学臨床実習	2
	呼吸器内科学	呼吸器内科学	呼吸器内科学特別研究 I	6
			呼吸器内科学特別研究 II	4
			呼吸器内科学演習	3
			呼吸器内科学臨床実習	2
		呼吸器先端医療開発学	呼吸器先端医療開発学特別研究 I	6
			呼吸器先端医療開発学特別研究 II	4
			呼吸器先端医療開発学特別研究 I	3
			呼吸器先端医療開発学特別研究 I	2
	糖尿病・内分泌・総合内科学	糖尿病・内分泌内科学	糖尿病・内分泌内科学特別研究 I	6
			糖尿病・内分泌内科学特別研究 II	4
			糖尿病・内分泌内科学演習	3
			糖尿病・内分泌内科学臨床実習	2
総合内科学		総合内科学特別研究 I	6	
		総合内科学特別研究 II	4	
		総合内科学演習	3	
		総合内科学臨床実習	2	
先進代謝疾患治療開発学		先進代謝疾患治療開発学特別演習 I	6	
		先進代謝疾患治療開発学特別演習 II	4	
		先進代謝疾患治療開発学演習	3	
		先進代謝疾患治療開発学臨床実習	2	
腎臓・免疫内科学	腎臓内科学	腎臓内科学特別研究 I	6	
		腎臓内科学特別研究 II	4	
		腎臓内科学演習	3	
		腎臓内科学臨床実習	2	
	免疫内科学	免疫内科学特別研究 I	6	
		免疫内科学特別研究 II	4	
		免疫内科学演習	3	
		免疫内科学臨床実習	2	
脳神経内科学		脳神経内科学特別研究 I	6	
		脳神経内科学特別研究 II	4	
		脳神経内科学演習	3	
		脳神経内科学臨床実習	2	
腫瘍・血液内科学		腫瘍・血液内科学特別研究 I	6	
		腫瘍・血液内科学特別研究 II	4	
		腫瘍・血液内科学演習	3	
		腫瘍・血液内科学臨床実習	2	
血液内科学		血液内科学特別研究 I	6	
		血液内科学特別研究 II	4	
		血液内科学演習	3	
		血液内科学臨床実習	2	

内科系	放射線医学	放射線診断学	放射線診断学特別研究Ⅰ	6
			放射線診断学特別研究Ⅱ	4
			放射線診断学演習	3
			放射線診断学臨床実習	2
		I V R 学	I V R 学特別研究Ⅰ	6
			I V R 学特別研究Ⅱ	4
			I V R 学演習	3
			I V R 学臨床実習	2
		先進医用画像診断学	先進医用画像診断学特別研究Ⅰ	6
			先進医用画像診断学特別研究Ⅱ	4
			先進医用画像診断学演習	3
			先進医用画像診断学臨床実習	2
	放射線医工学	放射線医工学特別研究Ⅰ	6	
		放射線医工学特別研究Ⅱ	4	
		放射線医工学演習	3	
		放射線医工学臨床実習	2	
	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学特別研究Ⅰ	6
			放射線腫瘍学特別研究Ⅱ	4
			放射線腫瘍学演習	3
			放射線腫瘍学臨床実習	2
		粒子線医学	粒子線医学特別研究Ⅰ	6
			粒子線医学特別研究Ⅱ	4
	粒子線医学演習		3	
	小児科学	小児科学	小児科学特別研究Ⅰ	6
			小児科学特別研究Ⅱ	4
			小児科学演習	3
			小児科学臨床実習	2
		こども急性疾患学	こども急性疾患学特別研究Ⅰ	6
			こども急性疾患学特別研究Ⅱ	4
			こども急性疾患学演習	3
			こども急性疾患学臨床実習	2
		こども総合療育学	こども総合療育学特別研究Ⅰ	6
			こども総合療育学特別研究Ⅱ	4
			こども総合療育学演習	3
			こども総合療育学臨床実習	2
	造血幹細胞医療創成学	造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅰ	6	
		造血幹細胞医療創成学特別研究Ⅱ	4	
		造血幹細胞医療創成学演習	3	
		造血幹細胞医療創成学臨床実習	2	
	皮膚科学	皮膚科学特別研究Ⅰ	6	
		皮膚科学特別研究Ⅱ	4	
		皮膚科学演習	3	
		皮膚科学臨床実習	2	
	精神医学	精神医学	精神医学特別研究Ⅰ	6
			精神医学特別研究Ⅱ	4
			精神医学演習	3
精神医学臨床実習			2	
精神疾患高度医療探索学		精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅰ	6	
		精神疾患高度医療探索学特別研究Ⅱ	4	
		精神疾患高度医療探索学演習	3	
		精神疾患高度医療探索学臨床実習	2	
臨床検査医学	臨床検査医学特別研究Ⅰ	6		
	臨床検査医学特別研究Ⅱ	4		
	臨床検査医学演習	3		
	臨床検査医学臨床実習	2		
立証検査医学	立証検査医学特別研究Ⅰ	6		
	立証検査医学特別研究Ⅱ	4		
	立証検査医学演習	3		
	立証検査医学臨床実習	2		
病因病態解析学	病因病態解析学特別研究Ⅰ	6		
	病因病態解析学特別研究Ⅱ	4		
	病因病態解析学演習	3		
	病因病態解析学臨床実習	2		
医療情報学	医療情報学特別研究Ⅰ	6		
	医療情報学特別研究Ⅱ	4		
	医療情報学演習	3		
	医療情報学臨床実習	2		
先端緩和医療学	先端緩和医療学特別研究Ⅰ	6		
	先端緩和医療学特別研究Ⅱ	4		
	先端緩和医療学演習	3		
	先端緩和医療学臨床実習	2		

病態情報学	病態情報学特別研究Ⅰ		6
	病態情報学特別研究Ⅱ		4
	病態情報学演習		3
	病態情報学臨床実習		2
薬剤学	薬剤学特別研究Ⅰ		6
	薬剤学特別研究Ⅱ		4
	薬剤学演習		3
	薬剤学臨床実習		2
システム病態生物学	システム病態生物学特別研究Ⅰ		6
	システム病態生物学特別研究Ⅱ		4
	システム病態生物学演習		3
小児先端医療学	小児先端医療学特別研究Ⅰ		6
	小児先端医療学特別研究Ⅱ		4
	小児先端医療学演習		3
	小児先端医療学臨床実習		2
iPS細胞応用医学	iPS細胞応用医学特別研究Ⅰ		6
	iPS細胞応用医学特別研究Ⅱ		4
	iPS細胞応用医学演習		3
	iPS細胞応用医学臨床実習		2
幹細胞医学	—		—
ゲノム医療学	ゲノム医療学特別研究Ⅰ		6
	ゲノム医療学特別研究Ⅱ		4
	ゲノム医療学演習		3
	ゲノム医療学臨床実習		2
食道胃腸外科学	食道胃腸外科学特別研究Ⅰ		6
	食道胃腸外科学特別研究Ⅱ		4
	食道胃腸外科学演習		3
	食道胃腸外科学臨床実習		2
肝胆膵外科学	肝胆膵外科学特別研究Ⅰ		6
	肝胆膵外科学特別研究Ⅱ		4
	肝胆膵外科学演習		3
	肝胆膵外科学臨床実習		2
乳腺内分泌外科学	乳腺内分泌外科学特別研究Ⅰ		6
	乳腺内分泌外科学特別研究Ⅱ		4
	乳腺内分泌外科学演習		3
	乳腺内分泌外科学臨床実習		2
心臓血管外科学	心臓血管外科学	心臓血管外科学特別研究Ⅰ	6
		心臓血管外科学特別研究Ⅱ	4
		心臓血管外科学演習	3
		心臓血管外科学臨床実習	2
	心臓血管外科先端医療学	心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅰ	6
		心臓血管外科先端医療学特別研究Ⅱ	4
		心臓血管外科先端医療学演習	3
		心臓血管外科先端医療学臨床実習	2
呼吸器外科学	呼吸器外科学特別研究Ⅰ		6
	呼吸器外科学特別研究Ⅱ		4
	呼吸器外科学演習		3
	呼吸器外科学臨床実習		2
小児外科学	小児外科学特別研究Ⅰ		6
	小児外科学特別研究Ⅱ		4
	小児外科学演習		3
	小児外科学臨床実習		2
低侵襲外科学	低侵襲外科学特別研究Ⅰ		6
	低侵襲外科学特別研究Ⅱ		4
	低侵襲外科学演習		3
	低侵襲外科学臨床実習		2
国際がん医療・研究推進学	先端医学テクノロジー開発・応用学	先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅰ	6
		先端医学テクノロジー開発・応用学特別研究Ⅱ	4
		先端医学テクノロジー開発・応用学演習	3
		先端医学テクノロジー開発・応用学臨床実習	2
	先進的がん医療・研究推進学	先進的がん医療・研究推進学特別研究Ⅰ	6
		先進的がん医療・研究推進学特別研究Ⅱ	4
		先進的がん医療・研究推進学演習	3
		先進的がん医療・研究推進学臨床実習	2
	国際医療連携推進学	国際医療連携推進学特別研究Ⅰ	6
		国際医療連携推進学特別研究Ⅱ	4
		国際医療連携推進学演習	3
		国際医療連携推進学臨床実習	2

外科系	整形外科学	整形外科学	整形外科学特別研究Ⅰ	6
			整形外科学特別研究Ⅱ	4
			整形外科学演習	3
			整形外科学臨床実習	2
		脊椎外科学	脊椎外科学特別研究Ⅰ	6
			脊椎外科学特別研究Ⅱ	4
			脊椎外科学演習	3
			脊椎外科学臨床実習	2
		関節温存・再建外科学	関節温存・再建外科学特別研究Ⅰ	6
			関節温存・再建外科学特別研究Ⅱ	4
			関節温存・再建外科学特別研究Ⅰ	3
			関節温存・再建外科学特別研究Ⅰ	2
		リハビリテーション運動機能学	リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅰ	6
			リハビリテーション運動機能学特別研究Ⅱ	4
			リハビリテーション運動機能学演習	3
			リハビリテーション運動機能学臨床実習	2
	リハビリテーション機能回復学	リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅰ	6	
		リハビリテーション機能回復学特別研究Ⅱ	4	
		リハビリテーション機能回復学演習	3	
		リハビリテーション機能回復学臨床実習	2	
	脳神経外科学	脳神経外科学特別研究Ⅰ	6	
		脳神経外科学特別研究Ⅱ	4	
		脳神経外科学演習	3	
		脳神経外科学臨床実習	2	
	眼科学	眼科学	眼科学特別研究Ⅰ	6
			眼科学特別研究Ⅱ	4
			眼科学演習	3
			眼科学臨床実習	2
		難治性網膜視神経変性治療学	難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅰ	6
			難治性網膜視神経変性治療学特別研究Ⅱ	4
			難治性網膜視神経変性治療学演習	3
			難治性網膜視神経変性治療学臨床実習	2
	耳鼻咽喉科頭頸部外科学	耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究Ⅰ	6	
		耳鼻咽喉科頭頸部外科学特別研究Ⅱ	4	
		耳鼻咽喉科頭頸部外科学演習	3	
		耳鼻咽喉科頭頸部外科学臨床実習	2	
	腎泌尿器科学	腎泌尿器科学	腎泌尿器科学特別研究Ⅰ	6
			腎泌尿器科学特別研究Ⅱ	4
			腎泌尿器科学演習	3
			腎泌尿器科学臨床実習	2
		泌尿器先端医療開発学	泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅰ	6
			泌尿器先端医療開発学特別研究Ⅱ	4
			泌尿器先端医療開発学演習	3
			泌尿器先端医療開発学臨床実習	2
	産科婦人科学	産科生殖医学	産科生殖医学特別研究Ⅰ	6
			産科生殖医学特別研究Ⅱ	4
			産科生殖医学演習	3
			産科生殖医学臨床実習	2
		婦人科先端医療学	婦人科先端医療学特別研究Ⅰ	6
			婦人科先端医療学特別研究Ⅱ	4
婦人科先端医療学演習			3	
婦人科先端医療学臨床実習			2	
形成外科学	形成外学	形成外科学特別研究Ⅰ	6	
		形成外科学特別研究Ⅱ	4	
		形成外科学演習	3	
		形成外科学臨床実習	2	
	足病医学	足病医学特別研究Ⅰ	6	
		足病医学特別研究Ⅱ	4	
		足病医学演習	3	
		足病医学臨床実習	2	
麻酔科学	麻酔科学特別研究Ⅰ	6		
	麻酔科学特別研究Ⅱ	4		
	麻酔科学演習	3		
	麻酔科学臨床実習	2		
口腔外科学	口腔外科学特別研究Ⅰ	6		
	口腔外科学特別研究Ⅱ	4		
	口腔外科学演習	3		
	口腔外科学臨床実習	2		
災害・救急医学	災害・救急医学特別研究Ⅰ	6		
	災害・救急医学特別研究Ⅱ	4		
	災害・救急医学演習	3		



災害・救急医学		災害・救急医学臨床実習	2
	先進救命救急医学	先進救命救急医学特別研究Ⅰ	6
先進救命救急医学特別研究Ⅱ		4	
先進救命救急医学演習		3	
先進救命救急医学臨床実習		2	
小児高度専門外科学		小児高度専門外科学特別研究Ⅰ	6
		小児高度専門外科学特別研究Ⅱ	4
		小児高度専門外科学医学演習	3
		小児高度専門外科学臨床実習	2

### 3. 神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野に関する内規

(趣旨)

第1条 神戸大学大学院医学研究科規則第4条第1項第2号に規定する医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)の講座に置く教育研究分野については、この内規に定めるところによる。

(教育研究分野)

第2条 医療創成工学専攻の講座に置く教育研究分野は、次のとおりとする。

講座	教育研究分野
医療機器学	医療機器システム学
	精密診断治療機器学
	体内医療機器学

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

3. 医学研究科授業科目のナンバリング(令和5年度)

■授業科目のナンバリングについて

神戸大学では、各学部及び研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、科目ナンバリングを導入しています。

桁	1	2	3	4	5	6	7	備考					
種別	アルファベット	数字		アルファベット		数字							
区分	学部(研究科)	課程		学科等	科目のカテゴリー	科目のナンバー							
医学 研究科	M	2:修士課程		BS (バイオメディカル サイエンス専攻)	6:修士課程 基礎科目	0:必修科目	0:バイオメディカルサイエンス						
							1:一般科目						
							2:実習						
						1:選択必修科目	0:専門系科目						
							1:一般科目						
						2:必修科目 (地域密着型)	0:特論						
		1:演習											
		3:選択必修科目 (地域密着型)	0:バイオメディカルサイエンス										
			1:専門系科目										
			2:臨床研究										
		7:修士課程 修士論文関連科目	4:修士論文特別研究	1:特別研究									
		3:博士課程		MS (医科学専攻)	8:博士課程 専門授業科目	0:共通科目	0:共通基礎科目						
							1:医学研究先端講義						
							2:大学院特別講義						
						1:専門科目	0:特別研究 I						
							1:特別研究 II						
							2:演習						
3:臨床実習													
2:博士課程 前期課程		ME (医療創生工学専攻)	6:博士課程前期課程 一般科目	01:イノベーション科目									
				02:オペレーション科目									
				03:実践創造実習									
				04:工学系科目									
				05:インターンシップ									
				06:専門科目									
7:博士課程前期課程 修士論文関連科目	07:特別研究												
3:博士課程 後期課程		ME (医療創生工学専攻)	8:博士課程後期課程 科目	01:マネジメント科目									
				02:医学研究先端講義									
				03:工学研究先端講義									
				04:大学院特別講義									
				05:特別研究									

(1) バイオメディカルサイエンス専攻

	授業科目の区分	授 業 科 目	1	2	3	4	5	6	7
本科コース	必修	バイオメディカルサイエンスA							0
		バイオメディカルサイエンスB							1
		社会医学・生命倫理・安全							2
		バイオサイエンス基本実習							3
		文献解析・プレゼンテーション演習							4
		バイオメディカルサイエンス特別研究							
	選択必修	シグナル伝達特論							0
		細胞分子医学特論							1
		薬物治療学特論							
		基礎解剖学							1
		微生物感染症学特論							
		統計学							
		科学英語							
地域密着型医学物理スペシャリスト養成コース	必修	共通特論Ⅰ						0	
		共通特論Ⅱ						1	
		放射線治療計画基本演習						2	
		バイオメディカルサイエンス特別研究							
	選択必修	バイオメディカルサイエンスA							0
		バイオメディカルサイエンスB							
		基礎解剖学							
		原子核物理学	M	2	B	S	6		
		放射線物理学							
		統計学							
		保健物理学							
		放射線診断物理学							
		放射線治療物理学							
		放射線計測学							
		情報処理学							
		医療情報学							
		放射線診断学						3	1
		放射線生物学							
		放射線関連法規及び勧告							
		核医学物理学							
		核医学							
		放射線腫瘍学							
		医療・画像情報学演習							
		核医学物理学演習							
		放射線診断物理学演習							
		保健物理学演習							
		放射線計測学演習							
科学英語									
放射線治療計画臨床研究							2		

(2) 医科学専攻

	授業科目の区分	授業科目	種別の区分	1	2	3	4	5	6	7		
共通科目	共通基礎科目	コア講義	コア講義								0	
		コア実習	コア実習									
	医学研究先端講義	先端医学シリーズ									1	
		先端医学トピックス										
	大学院特別講義	大学院特別英語										
		リサーチ・プロポーザル										
		生命科学論文・申請書作成特論										
		発生・再生医学特論										
		産学連携特論										
		生命倫理特論										
		グローバルメディカルサイエンス特別講義										
		がんプロフェッショナル養成特論										
		がんプロ共通特論 I										
		がんプロ共通特論 II										
		医療機器開発概論 I									0	
		医療機器開発概論 II		M	3	M	S	8				2
		医療機器開発概論 III										
		医療機器コンセプト創造演習										
		バイオマテリアル概論										
		ソフトバイオマテリアル概論										
		機械学習概論										
		医療機器・システム英語特別講義 I										
		医療機器・システム英語特別講義 II										
		医療機器・システム設計概論										
	医療機器・システム設計演習											
	機械学習演習(データサイエンス演習)											
	インターンシップ											
ラボ・ローテーション												
専門科目		〇〇学特別研究 I	特別研究 I								0	
		〇〇学特別研究 II	特別研究 II								1	
		〇〇演習	演習						1		2	
		〇〇学臨床実習	臨床実習								3	

(3) 医療創成工学専攻(博士課程前期課程)

授業科目の区分	授業科目	1	2	3	4	5	6	7
イノベーション科目	問題解決基礎演習							
	医療機器コンセプト創造学特論							1
	医療機器コンセプト創造演習							
	医療機器社会実装学特論							
オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論							
	医療機器ビジネス学特論							2
	医療機器品質マネジメント学特論							
実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習							
	医療機器コンセプト創造実習							3
	ものづくり実習							
工学系科目	医療機器・システム設計概論							4
	医療機器・システム設計演習							
インターンシップ	インターンシップ							5
専門科目	医用材料工学	M	2	M	E	6	0	
	医用有機化学							
	医用センシング							
	計測技術概論							
	プログラミング演習							
	AI・深層学習							
	データサイエンス演習							
	医療機器・システム英語特別講義 I							
	医療機器・システム英語特別講義 II							
	バイオメディカルサイエンスA							
	バイオメディカルサイエンスB							
	社会医学・生命倫理・安全							
	シグナル伝達特論							
	細胞分子医学特論							
	薬物治療学特論							
	微生物感染症学特論							
	統計学							
科学英語								
特別研究	特別研究					7		7

(4) 医療創成工学専攻(博士課程後期課程)

授業科目の区分	授業科目	1	2	3	4	5	6	7
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	M	3	M	E	8	0	1
	ビジネスプランニング学特論							
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論							
	医療機器国際開発特論							
医学研究先端講義	先端医学シリーズ							2
	先端医学トピックス							
工学研究先端講義	先端医工学トピックス	3						
大学院特別講義	大学院特別英語	4						
特別研究	特別研究	5						

## 5. 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により, 神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については, 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は, 学士, 修士, 博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は, 本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は, 次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は, 研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は, 次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は, 次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は, 当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は, 学位論文審査願, 論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は, 修士の場合は 1 編, 1 通を, 博士の場合は 1 編, 3 通を提出するものとする。ただし, 参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは, 提出論文の数を増加し, 又は論文の訳本, 模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第 1 項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは, 各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)



第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前 3 条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後 5 年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第 5 条第 1 項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

- 4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表第 1(第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)



## 6. 神戸大学学位規程医学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定により、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。ただし、神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)を除く。

2 医療創成工学専攻において規程の施行に必要な事項は、別に定める。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、1月20日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の7月20日までに修士論文を提出することができる。

2 修士論文を提出しようとする者は、前項に定める論文提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書
- (7) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項の規定により博士論文を提出しようとする者は、博士課程に3年以上在学し、30単位を修得していなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められた者の博士論文の提出については、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、別に定める。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格要件)

第4条 規程第5条第2項の規定により博士の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者については、基礎医学部門においては5年以上、臨床医学部門においては6年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程以外の課程を卒業した者については、基礎医学部門においては7年以上、臨床医学部門においては8年以上の研究歴を有する者
- (3) 研究科において前2号と同等以上の学歴及び研究歴を有すると認められた者

2 前項に規定する研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の専任職員として医学の研究に従事した期間
- (2) 研究科医科学専攻を退学した者の在学中の期間
- (3) 研究科医科学専攻の研究生として医学の研究に従事した期間
- (4) 研究科において前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(博士課程を経ない者の論文提出)

第5条 博士課程を経ない者で学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 論文目録
- (2) 学位論文
- (3) 学位論文の内容要旨

- (4) 参考論文があるときは当該論文
- (5) 履歴書
- (6) 最終学校卒業証明書(本学医学部の卒業者にあっては、提出を要しない。)
- (7) 研究歴に関する書類(本学医学部以外において研究に従事した者にあっては、指導者の証明を要する。)
- (8) その他標本等審査のため必要とするもの  
(学位申請者の資格調査)

第6条 研究科長は、前条に規定する学位論文の提出があったときは、研究科若しくは本学医学部に配置された、若しくは所属する専任職員、研究生又はこれらに準ずる者については関係の教員組織に、その他の者については教授会の議を経て、別に定める委員会(以下「委員会」という。)に第4条に規定する資格の調査を委嘱する。

2 前項の教員組織及び委員会は、資格の調査を終了したときは、その結果を研究科長に報告するものとする。

3 第1項の教員組織及び委員会の組織その他必要な事項については、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(資格の判定及び学位の申請)

第7条 研究科長は、教授会の議を経て前条に規定する教員組織又は委員会の調査の結果に基づいて、第4条に規定する資格を有するか否かについて判定する。

2 資格を有すると判定された者は、学位申請書2通に所定の論文審査料を添え、第5条に規定する書類及び資料等とともに研究科長を経て学長に提出するものとする。

(修士論文の審査委員)

第8条 規程第8条第2項に規定する修士論文の審査委員は、2人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めるときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(博士論文の審査委員)

第9条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とし、教授会において選出する。

2 教授会は、審査のため必要と認めるときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第10条 規程第9条に規定する修士の最終試験は、毎年2月中に行う。ただし、この細則第2条第1項ただし書の規定するところにより修士論文を提出した者については、当該論文が提出された年の8月中に行う。

2 規程第9条に規定する博士の最終試験及び規程第11条に規定する試験は、原則として論文審査の終了後1月以内に行う。

(試問)

第11条 規程第12条第2項に規定する学力確認の試問(以下「試問」という。)は、審査委員が行う。

(試問の範囲)

第12条 試問は、研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるもの及び外国語について行う。

2 審査委員は、学位申請者の経歴、論文の内容等を考慮して、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究科における授業科目以外の科目についても、試問を行うことができる。

3 第1項に規定する外国語は、英語とする。

(試問の範囲の決定及び通知)

第13条 審査委員は、学位論文を受領したときは、速やかに試問する科目を決定し、学位申請者に通知する。

(試問の実施期日)

第14条 試問は、原則として論文審査の終了後1月以内に行うものとする。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

## 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。



## 7. 神戸大学学位規程医学研究科医療創成工学専攻細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条及び神戸大学学位規程医学研究科細則(平成20年3月31日制定。)第1条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻(以下「医療創成工学専攻」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(在学者の博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書

2 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては2月上旬の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては8月上旬の指定された期日までとする。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第4条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(退学後5年以内の者の学位論文の提出)

第5条 規程第13条第2項に規定する退学後5年以内の者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、退学後5年以内の者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文等の審査委員)

第6条 規程第8条第2項に規定する修士論文等の審査委員は、2人とし、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者

を加えることができる。

- (1) 神戸大学大学院医学研究科(以下「本研究科」という。)の教授及び准教授以外の教員
- (2) 神戸大学(以下「本学」という。)の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等  
(博士論文の審査委員)

第7条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とし、教授会において選出する。

2 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者  
を加えることができる。

- (1) 本研究科の教授以外の教員
- (2) 本学の他の研究科の教員
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教員等  
(最終試験の実施期日)

第8条 規程第9条第1項に規定する修士及び博士の最終試験は、3月修了予定者にあつては2月中、9月  
修了予定者にあつては8月中に行う。

(博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認)

第9条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者(規程第13条第2項に規定する退学後5年以  
内の者を含む。以下同じ。)に対する論文審査、試験及び学力の確認は、規程第11条、第12条及び第13  
条に

基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の論文審査、試験及び学力の確認に関し必要な事項は、  
別に定める。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

#### 附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

## 8. 神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準

神戸大学大学院医学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

### (修士論文の評価基準)

修士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が整理されていること。
- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に理解して実行していること。
- 4) 実験データを整理して十分に解析していること。
- 5) 得られた結果を十分に考察し、結論のまとめ、仮説の提唱、残された課題等について述べられていること。
- 6) 論文全体が論理的に構成されていること。

### (博士論文の評価基準)

博士学位論文は、当該専攻において十分な学術的価値を有する研究結果を含み、かつ、下記の要件を満たすこと。

- 1) 研究の目的が合理的で独創性があり、明確に述べられていること。
- 2) 研究の背景をよく理解し、研究の意義が十分に説明されていること。
- 3) 適切な研究方法を選択し、それを十分に吟味して実行していること。
- 4) 実験データを整理して十分に解析していること。
- 5) 得られた結果に基づく仮説や結論の展開が十分であり、残された課題等について述べられていること。
- 6) 論文は英語で記載され全体が論理的に構成されていること。
- 7) 論文の内容には、国際的な新規性があること。

## 9. 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項

平成25年 7月 4日  
大学教育推進委員会承認  
平成27年3月5日一部改正

### (趣旨)

第1 この要項は、神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### (公表)

第2 学位規程第19条第1項及び3項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から1年以内に、博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

### (公表延期又は非公表の理由)

第3 学位規程第19条第2項に規定する、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、リポジトリの利用により公表することができない場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の出願等との関係で、リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって、明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、特別な理由がある場合

### (公表を延期する期間)

第4 第3に掲げる理由（第3の(1)に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により、リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については、原則として、授与日から2年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

### (公表延期申請又は非公表申請)

第5 第3の理由により、博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は、当該研究科長に「(様式1) 博士論文全文の公表延期申請書(新規)」又は「(様式4) 博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

### (公表延期継続申請)

第6 第5の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合、博士の学位を授与された者は、承認された期間内に当該研究科長に「(様式2) 博士論文全文の公表延期申請書(継続)」を提出するものとする。

(公表延期理由解消申請)

第7 第5及び第6により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には、博士の学位を授与された者は、当該研究科長に「(様式3) 博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

(教授会)

第8 研究科長は、第5から第7までの規定による申請があったときは、教授会に審議を行わせ、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、大学教育推進機構大学教育推進委員会が定める。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日以後に学位を授与された者について適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

様式1～4 略

10. 神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における  
成績評価に関する申合わせ

平成26年12月10日 医学研究科教授会制定

医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における成績評価の基準について以下に定める。

1. 評価基準

判定	評価区分	成績	GP ポイント	評価基準	成績 (学生配付用)	成績証明書
合格	秀 (S)	100～90	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。	秀	秀
	優 (A)	90 未満～80	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。	優	優
	良 (B)	80 未満～70	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。	良	良
	可 (C)	70 未満～60	2	学修の目標を達成している。	可	可
不合格	不可 (F)	60 未満	0	学修の目標を達成していない。	不可	
GPA 対象外	N (認定)	他大学等での修得科目を本研究科で認定	—		認定	認定
	合・否	左記の評価により判定された科目	—		合・否	合

2. 評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

3. GPA の計算方法

GPA の計算方法は、次のとおりとする。

$GPA = (GP \text{ ポイント} \times \text{単位数}) \text{ の総和} \div \text{履修科目の総単位数}$   
ただし、小数点第2位以下は四捨五入する。

4. 再履修

「可」及び「不可」の授業科目は次年度に再履修することができる。再履修の成績が優れている場合は、その評価が当該科目の最終成績となり GPA 算出対象とする。

5. 履修取消期間

学生からの願い出により、「バイオサイエンス基本実習」、「文献解析・プレゼンテーション演習」、「バイオメディカルサイエンス特別研究」の3科目を除く授業科目について、原則、履修の取消を認める。ただし、履修取消期間は次のとおりとし、期間を過ぎてからの取消は認めない。

【履修取消期間】 【前期開講科目】 5月18日～5月31日  
【後期開講科目】 11月17日～11月30日

附 則

- 1 この申合わせは、平成27年1月1日から施行する。
- 2 「神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における修了に関する申合わせ」(平成20年4月9日医学研究科教授会制定)は廃止する。

## 1 1. 神戸大学大学院医学研究科医科学専攻における成績評価に関する申合わせ

令和2年1月22日 医学研究科教授会制定

医学研究科医科学専攻における成績評価の基準について以下に定める。

### 1. 評価基準

判定	評価区分	成績	評価基準
合格	秀 (S)	100～90	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優 (A)	90 未満～80	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良 (B)	80 未満～70	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可 (C)	70 未満～60	学修の目標を達成している。
不合格	不可 (F)	60 未満	学修の目標を達成していない。

### 2. 評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

### 附 則

この申合わせは、令和2年4月1日から施行する。

## 1 2. 神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻における成績評価基準等に関する申合せ

神戸大学大学院医学研究科規則第 27 条の 2 により神戸大学大学院医学研究科医療創成工学専攻における成績評価基準等について以下に定める。

### 1. 成績評価基準

判定	評価区分	成績	GP	評価基準
合格	秀(S)	90 点～100 点	4.3	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
	優(A)	80 点～90 点未満	4	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
	良(B)	70 点～80 点未満	3	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
	可(C)	60 点～70 点未満	2	学修の目標を達成している。
不合格	不可(F)	60 点未満	0	学修の目標を達成していない。

### 2. 成績評価方法

成績評価の方法は、各授業科目を担当する教員がシラバスにおいて明示するものとする。

### 3. GPA(博士課程前期課程のみ該当)

#### 1) GPA について

GPA とは、上記「成績評価基準」に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれの GP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1 単位あたりの GP 平均値(Average)である。

#### 2) GPA 計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{〔履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目の GP〕 の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計(不可を含む)}}$$

※履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目

- ・成績を「合格」で評価する科目
- ・他大学等で単位修得し、本研究科で「認定」とした科目
- ・履修取り消しをした科目
- ・研究科で指定した科目

※「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～4.3)の成績が GPA 計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績を、再履修した学期以降の GPA 計算式から除外する。ただし、過去に計算された GPA(学期)の値は変更しない。(研究科によっては「除外されない科目」がある。)

#### 附 則

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



### 1 3. 医学研究科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する申し立て手続きについての申合せ

平成 25 年 12 月 11 日 医学研究科教授会制定

#### (目的)

1. この申合せは、学生から医学研究科において開講する授業科目に係る成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、申し立て手続きについて定めるものとする。

#### (申し立ての理由)

2. 学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、医学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

#### (申し立ての手続き)

3. 成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、教務担当係に提出することとする。

#### (申し立てへの対応)

4. 申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務担当係を通じ、回答を行うものとする。  
また、その結果については、授業担当教員等が書面により医学研究科長に報告することとする。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日)

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

医学研究科長 殿

成績評価に対する申立書

年度 期開講授業科目の成績評価について、下記のとおり申し立てを行いますので、よろしくお願いいたします。

記

所 属	研究科	課程
	専攻	年次
学 籍 番 号		
氏 名		
授 業 科 目 名		
担 当 教 員 名		
申し立ての内容		
申し立ての理由		

## 1 4. 神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(修士課程の入学資格)

第 2 条 研究科の修士課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (6) 研究科において、学士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者

(修士課程への早期入学)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(博士課程の入学資格)

第 4 条 研究科の博士課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (5) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって, 研究科において, 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (6) 研究科において, 個別の入学資格審査により, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの
- (7) 研究科において, 大学の医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  
(博士課程への早期入学)

第5条 前条の規定にかかわらず, 次の各号のいずれかに該当する者であって, 研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを, 教授会の議を経て, 入学させることがある。

- (1) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者  
(出願手続)

第6条 入学を志願する者は, 所定の期日までに, 検定料を納付した上, 次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 在籍若しくは出身大学の学長, 学部長又は指導教授の推薦状
- (4) 在籍又は出身大学の学業成績証明書及び卒業証明書
- (5) 日本に居住している者にあつては, 住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書
- (7) その他研究科において必要と認める書類  
(選考方法)

第7条 選考は、次の各号に定める事項を総合して行う。

- (1) 研究科の入学試験に準じた筆記試験及び口頭試問
- (2) 学業成績
- (3) 日本語修得の程度

(選考期日)

第8条 選考期日は、その都度定める。

(入学期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日)

この規程は、平成24年9月26日から施行し、改正後の神戸大学大学院医学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

附 則(平成25年3月27日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 15. 神戸大学大学院医学研究科研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院医学研究科規則(平成20年3月18日制定)第34条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の修士課程又は前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の博士課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯科、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (5) 研究科において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) 振替払込受付証明書

2 官公庁、病院等に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生として入学を志願するものである旨の確約書
- (2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあつては、前2項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学手続)

第6条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究科の修士課程、前期課程又は後期課程における研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、前期課程又は後期課程において、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院医学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

2 研究科の博士課程における研究生の研究期間は、7年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

第9条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(就職者の手続)

第10条 研究生で研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに第4条第2項各号に規定する書類を研究科長に提出しなければならない。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長が除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

(証明書の交付)

第13条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則(令和5年3月15日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## その他学内諸規則等



## 1. 神戸大学医学部附属病院規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 8 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 病院は、患者の診療を通じて医学の教育と研究を行う施設とする。

(病院長)

第 3 条 病院に病院長を置く。

2 病院長は、病院全般の管理、運営を総括し、所属職員(病院配置教員を含む。)を監督する。

3 病院長は、第 6 条に定める執行部の議に基づいて業務を執行する。

(副病院長)

第 4 条 病院に副病院長を置く。

2 副病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(病院長補佐)

第 5 条 病院に病院長補佐を置く。

2 病院長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(国際がん医療・研究センター)

第 5 条の 2 病院に、分院として、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター(以下「国際がん医療・研究センター」という。)を置く。

2 国際がん医療・研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(執行部)

第 6 条 病院の運営に関する意思決定を行うため、執行部を置く。

2 執行部に関し必要な事項は、別に定める。

(運営審議会)

第 6 条の 2 病院長の諮問機関として、病院に神戸大学医学部附属病院運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

2 運営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 6 条の 3 病院(国際がん医療・研究センターを除く。)に病院管理部門、診療支援・企画部門、領域・診療科、中央診療部門、専門診療施設等、薬剤部、看護部及び医療技術部を置く。

(病院管理部門)

第 6 条の 4 病院全体に係る運営及び医療安全を担う病院管理部門として次の部及び室を置く。

医療の質・安全管理部

感染制御部

経営企画室

第6条の5 病院管理部門の部及び室に、それぞれ部長及び室長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長等は、当該部及び室に関する業務を掌理し、所属職員(病院(国際がん医療・研究センターを除く。))配置教員を含む。以下第15条までにおいて同じ。)を監督する。
- 3 部長等を補佐する者として、副部長及び副室長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。
- 4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。
- 5 各部及び室における組織及び業務分掌は、別に定める。

(診療支援・企画部門)

第7条 診療を行うために必要な支援及びその他企画を担う診療支援・企画部門として次の部、室及びセンターを置く。

医療情報部

災害対策室

物流センター

臨床研究推進センター

診療録センター

総合臨床教育センター

患者支援センター

病床マネジメント室

臨床工学部

栄養管理部

インターナショナル・メディカル・コミュニケーションセンター

- 2 診療支援・企画部門として、前項に規定するもののほか、救命救急センター、集中治療部及び冠動脈疾患治療部における病床の運用管理等を統括するため、救急・集中治療センターを置く。

第8条 診療支援・企画部門の部、室及びセンターに、それぞれ部長、室長及びセンター長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長等は、当該部、室及びセンターに関する業務を掌理し、所属職員を監督する。
- 3 部長等を補佐する者として、副部長、副室長及び副センター長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。
- 4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。
- 5 各部、各室及び各センターにおける組織及び業務分掌は、別に定める。

(領域・診療科)

第9条 領域・診療科は、次の表に掲げるとおりとする。

領域名	診療科名
内科	総合内科 循環器内科 腎臓内科 呼吸器内科

	膠原病リウマチ内科 消化器内科 糖尿病・内分泌内科 脳神経内科 腫瘍・血液内科 血液内科 感染症内科
内科系	放射線診断・IVR科 放射線腫瘍科 小児科 皮膚科 精神科神経科 緩和支援治療科
外科	食道胃腸外科 肝胆膵外科 乳腺内分泌外科 心臓血管外科 呼吸器外科 小児外科
外科系	整形外科 脳神経外科 眼科 耳鼻咽喉・頭頸部外科 泌尿器科 産科婦人科 形成外科 美容外科 麻酔科 歯科口腔外科 救命救急科 病理診断科 リハビリテーション科

- 2 各領域に主任診療科長を置き、次条に規定する各領域の診療科長の互選によって定める。
  - 3 主任診療科長は、当該領域の連絡調整を総括する。
- 第10条 診療科の各科に診療科長を置き、教授、准教授又は講師をもって充てる。ただし、必要がある場合には、特命教授、特命准教授又は特命講師をもって充てることができる。
- 2 診療科長は、当該診療科の所属職員を指揮監督し、診療、教育及び研究に関する業務を掌理する。
  - 3 診療科長を補佐する者として、診療科長補佐を置くことができる。
  - 4 診療科長補佐は、大学教員をもって充てる。
- 第11条 各診療科長のもとに外来医長及び病棟医長を置き、大学教員をもって充てる。
- 2 外来医長は、診療科長の命を受けて、当該診療科の外来患者の診療に関する業務を処理する。
  - 3 病棟医長は、診療科長の命を受けて、当該診療科の入院患者の診療に関する業務を処理する。

(病棟主任)

第 12 条 病棟の看護単位ごとに、病棟主任 1 人を置き、前条第 3 項の病棟医長のうちから病院長が指名する。

2 病棟主任は、病院長の命を受けて、その病棟の管理運営を総括する。

(中央診療部門)

第 12 条の 2 診療に係る検査、手術を担う中央診療部門として次の部を置く。

検査部

放射線部

輸血・細胞治療部

病理部

集中治療部

手術部

第 12 条の 3 中央診療部門の各部に部長を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

2 部長は、当該部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 部長を補佐する者として、副部長を置く。

4 副部長は、部長が指名する者をもって充てる。

5 各部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(専門診療施設等)

第 13 条 診療に係る専門的な治療を担う専門診療施設等として次の部又はセンターを置く。

総合周産期母子医療センター

救命救急センター

リハビリテーション部

腎・血液浄化センター

冠動脈疾患治療部

光学医療診療部

遺伝子診療部

親と子の心療部

腫瘍センター

IVR センター

第 14 条 専門診療施設等の各部及び各センターに部長又はセンター長(以下この条において「部長等」という。)を置き、病院長が指名する者をもって充てる。

2 部長等は、当該部又はセンターに関する業務を掌理し、所属職員を監督する。

3 部長等を補佐する者として、副部長又は副センター長(以下この条において「副部長等」という。)を置く。

4 副部長等は、部長等が指名する者をもって充てる。

5 各部及び各センターにおける組織及び業務分掌は、別に定める。

(薬剤部)

第 15 条 薬剤部に薬剤部長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 薬剤部に副薬剤部長を置き、大学教員及び医療職員をもって充てる。

- 3 薬剤部長は、薬剤部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。
- 4 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐し、薬剤部に関する業務を処理する。
- 5 薬剤部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(看護部)

第 16 条 看護部に看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長を置き、医療職員をもって充てる。ただし、必要がある場合には、特命専門員をもって充てることができる。

- 2 看護部長は、看護部に関する業務を掌理し、所属職員を監督する。
- 3 副看護部長は、看護部長を補佐し、看護部に関する業務を処理する。
- 4 看護師長は、上司の命を受けて、所属職員を指揮し、看護に関する業務を処理する。
- 5 副看護師長は、看護師長を補佐し、看護師長不在のときはその職務を代行する。
- 6 看護部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(医療技術部)

第 17 条 医療技術部に医療技術部長、副医療技術部長を置き、それぞれ病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 医療技術部長は、病院長の命を受けて医療技術部に関する業務を統括し、所属職員を監督する。
- 3 副医療技術部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長不在のときはその職務を代行する。
- 4 医療技術部における組織及び業務分掌は、別に定める。

(事務部)

第 18 条 病院の事務は、国立大学法人神戸大学事務組織規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)の定めるところにより、医学部事務部において処理する。

(細則)

第 19 条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 2. 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 52 条の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。)及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000 円	282,000 円	30,000 円
乗船実習科	6 か月につき 267,900 円	169,200 円	18,000 円
幼稚園	年額 73,200 円	31,200 円	1,600 円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200 円	56,400 円	9,800 円
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,800 円	/	/
特別研究学生	月額 29,700 円	/	/

- 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第 22 条第 4 項(教学規則第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。)とする。
- 学部において，出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。
- 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。
- 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300 円
中等教育学校の前期課程	5,000 円
特別支援学校の小学部	1,000 円

特別支援学校の中学部	1,500 円
------------	---------

- 6 第1項に規定する幼稚園，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において，抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については，第1項及び前項の規定にかかわらず，抽選による選考等に係る額は，次の表の第2欄に掲げるとおりとし，試験等に係る額は，同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700 円	900 円
小学校	1,100 円	2,200 円
中等教育学校の前期課程	1,300 円	3,700 円
中等教育学校の後期課程	2,400 円	7,400 円
特別支援学校の小学部	500 円	500 円
特別支援学校の中学部	600 円	900 円
特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円

- 7 学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第1項の規定にかかわらず，30,000円とする。ただし，編入学において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区分	学生寮等の名称	寄宿料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮，女子寮，国維寮，インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m <sup>2</sup> 未満)，国際交流会館 (ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積 15 m <sup>2</sup> 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000 円

- 2 この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附 則(令和2年3月24日)

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

### 3. 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



別表

判定区分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

## 4. 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒)

**第2条** 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

**第3条** 懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

**第4条** 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

**第5条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

**第6条** 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

**第7条** 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分のお知らせ)

**第8条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

**第9条** 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

**第10条** 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

**第11条** 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立を行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

附 則(平成27年3月31日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 5. 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，懲戒規則の制定にあわせて，次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
  - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
  - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
  - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
  - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

## 6. 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(平成18年1月24日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからホまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用して又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、農各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 担当理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。  
(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

(3) 部局の長から指名された職員

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

(3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。

4 相談員は、学長が委嘱する。

5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。

3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。

4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。

5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。

7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。

8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。

9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。

10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。

11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。

12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。

13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第7条 第3条第6項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、防止委員会委員を含む5人以上の委員をもって組織する。

2 委員長は、学長が指名する。

3 前条第3項から第10項までの規定は、全学調査委員会の調査の場合に準用する。

(調査結果への対処)



第8条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会（以下「調査委員会等」という。）の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。

3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

（調査結果等の取扱い）

第9条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

（関係者に対する規程の準用）

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者（学長が別に定める者に限る。）からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（事務）

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。

3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年1月24日から施行する。

2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 この規程施行の際現に旧規程第3条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第3条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成18年10月31日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成19年10月31日までとする。

4 この規程施行の際現に旧規程第4条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第5条の規定により委嘱された相談員とみなす。

#### 附 則（令和4年9月27日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 1. 奨学金制度

### 独立行政法人日本学生支援機構

人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業ともに優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の援助を行っています。

大学では、経済状況、学業及び人物を総合して選考の上、日本学生支援機構に推薦しています。

詳細は、「学生生活案内」もしくは、こちらのホームページで確認できます。

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/jasso.html>

### 地方公共団体・民間奨学財団等

日本学生支援機構の奨学金のほかに、地方公共団体や民間奨学財団等による奨学金制度があります。地方公共団体の奨学金には、その地方の出身者であること、又は保護者が居住している場合等の条件があります。また、民間奨学財団等の奨学金には、その財団等の設立趣旨に従って対象の学部・学年等を指定するものがあります。奨学金の募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

詳細は、こちらのホームページで確認できます。

<https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/scholarship/others.html>

### 医学生修学資金

法務省、厚生労働省、都道府県等が募集しているもので、指定された施設、保健所、病院等に従事しようとする人に対して奨学金が貸与され、必要期間在職すれば返還が免除されます。募集の詳細（応募資格、出願書類、提出期限等）については、その都度掲示等でお知らせします。

## 2. 授業料免除制度

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

免除者の選考は、各期（前期分は4月、後期分は10月）ごとに行い、出願に関する手続き等の詳細は、掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

なお、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難な場合は、別途免除を申請できることがあります。

### 3. 学生の心得

#### (1) 学生証

学生証は常時携帯してください。学生証は卒業（修了）・退学・除籍などにより学籍を離れるときは、直ちに返却してください。

また、学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、その理由を記し、教務学生係に再交付の申請をしてください。学生証の再交付を受けた者で、図書館を利用している場合は、IDとパスワードの再登録を図書館に申請してください。

なお、通学定期の購入の際には、購入窓口に学生証と通学証明書の双方を提出してください。

#### (2) その他の証明書

在学証明書、学割証（年間1人15枚を限度）については、鶴甲第一キャンパス及び楠キャンパス学生ホールに自動発行機が設置されているので、それにより発行できます。（学生証必要、利用可能時間9：00～17：00）在学証明書、卒業見込み証明書、学割証、通学証明書、仮受験票以外の証明書については、教務学生係へ申し込んでください。

#### (3) 身上異動・住所変更届

住所変更等の場合はただちに所定の用紙にて教務学生係に届け出てください。

#### (4) 授業料の納付について

授業料は、口座振替により、お届け口座から引き落とされます。

#### (5) 学生用ロッカーの使用について

学部生については、2年次以降、各学年に学生用ロッカーがあるので所定の時期に鍵の受け払いを行います。（前年度使用の鍵を返却しない場合、次年度の鍵は渡せません。）

なお、盗難事故が多いので鍵は必ずかけてください。貴重品はロッカー内に置かないで身につけておくよう留意してください。鍵を紛失した場合は速やかに教務学生係まで申し出てください。

#### (6) 学生に対する告知

学生に伝達すべきあらゆる事項は、すべて掲示板により周知するので、日頃から掲示内容を必ず熟読してください。

#### (7) 定期健康診断等について

学生は、年1回大学で実施する定期健康診断及び予防接種・診断等を必ず受けなければなりません。未受検の場合、実習等が受けられないことがあるので注意してください。

#### (8) 敷地内等禁煙について

楠地区では、敷地内禁煙となっていますので、全学生は敷地内禁煙に関する誓約書を提出してください。

#### 4. 学生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントはネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講掲示板の閲覧等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センタ」という。）からの通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。

また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることとなりますので、配布されたアカウント通知書の封筒裏面及び以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

- ・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

- ・配布されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。本アカウントは、センターだけでなく、教務・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。したがって、パスワードを他人に教えたり、本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は、速やかにセンターにて、再交付の手続きをしてください。

- ・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

- ・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは禁止されています。

- ・「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。

- ・Web ページ作成時の注意

Web ページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、さまざまな注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

- ・センターからの連絡

電子メール、インターネットを利用する場合の注意事項については、センターWeb ページ <http://www.istc.kobe-u.ac.jp/> に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお、機器の利用停止日等の連絡も上記 Web ページ上で行いますので、定期的にチェックするようにお願いします。

## 5. 敷地内等禁煙に関する誓約書

年 月 日

神戸大学大学院医学研究科長 殿

神戸大学医学部長 殿

神戸大学医学部附属病院長 殿

私は、本日以降、楠地区事業場敷地内及び周辺道路等において、一切喫煙しないことを誓約するとともに、万が一、違反した場合においては、相応の処分を受けることについて、同意いたします。

所 属

職 名

氏 名

印

## 6. 飲酒に関する注意喚起について

本学学生が課外活動終了後、飲食をした後の帰宅途中、お酒を飲みすぎたため、記憶がないまま、電車の線路上で横になって寝てしまい、頭上を電車が通過するという事故がありました。幸い命を落とすような事故には至らず軽傷で済みましたが、電車が遅れるなど多大な迷惑を掛ける結果を招きました。一歩間違えば死亡事故につながる大変危険な事故にもなります。

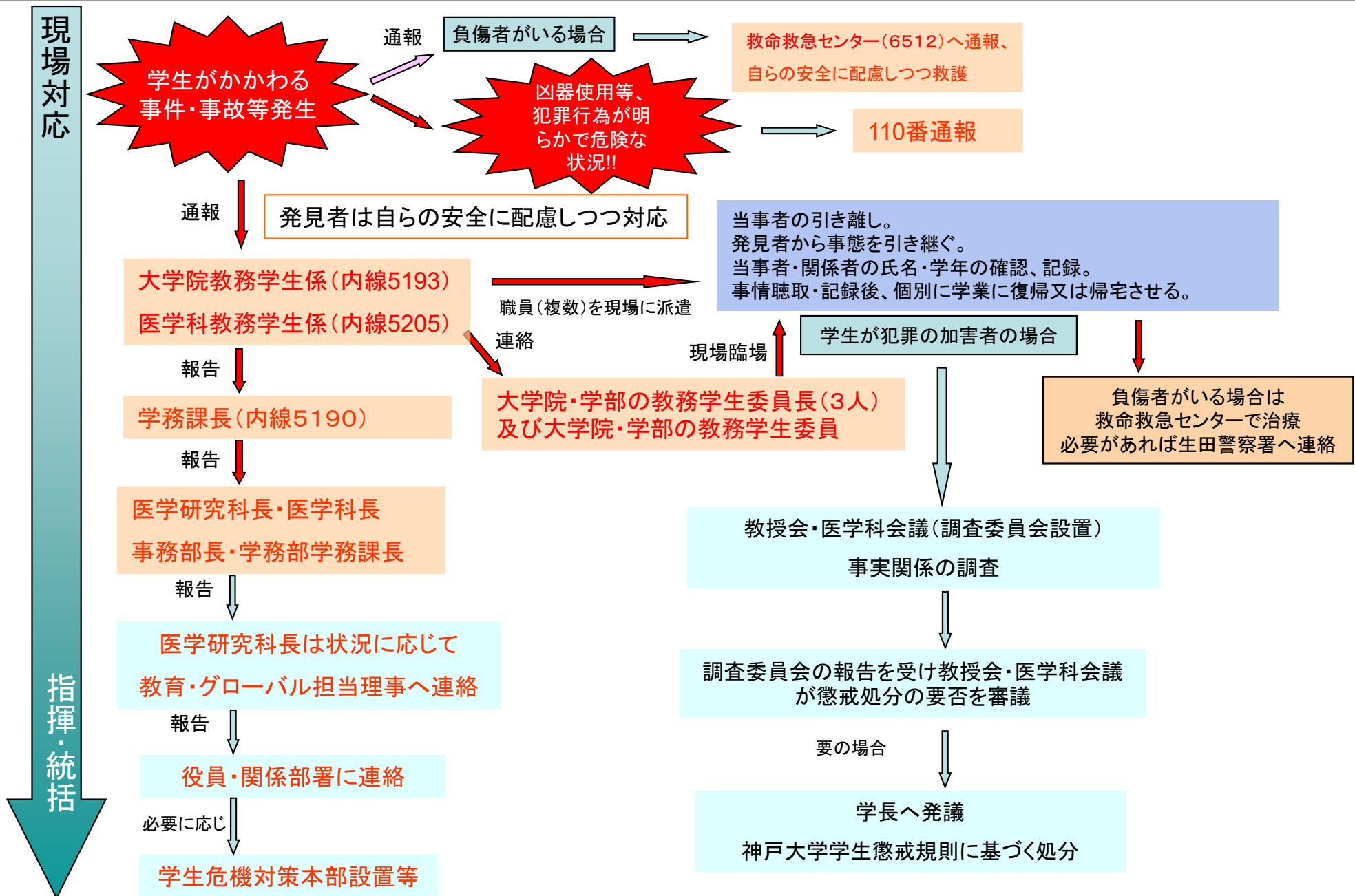
このような課外活動に関わる事故は、本人にとって不幸であることはもちろん活動自粛・活動停止にもなりかねないので、十分注意してください。

特に、長期休業中は、気持ちが緩み、羽目を外しすぎる時期でもありますので、有意義な課外活動を実施するとともに、飲酒については、下記のことを必ず遵守するよう、周知徹底してください。

### 記

- 未成年（20歳未満）の飲酒の禁止。
- 心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込む飲酒の強要の禁止。
- イッキ飲み、イッキ飲ませの禁止。
- 飲酒を断れない雰囲気を作ったり、本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめるなどの飲めない人への配慮を欠く行為の禁止。
- 酔ったうえでの周囲への迷惑行為の禁止。
- 飲酒后、自動車・バイク・自転車の運転の禁止。
- 20歳以上の学生についても節度ある飲酒をすること。
- 飲酒により酔った知人・部員がいる場合には、自宅・下宿まで連れて帰るなど、場合に寄れば介抱をすること。

# 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル(平日昼間)



# 学生がかかわる事件・事故等対応マニュアル(休日及び夜間)





# 付 録

1. 修了（卒業）者数  
医 学 部（医学科）

卒業 年度	卒業 者数	備 考	卒業 年度	卒業 者数	備 考
23～25	169	兵庫県立医学専門学校	8	105	〃
25～29	361	神戸医科大学	9	99	〃
30～41	987	新制 神戸医科大学	10	83	〃
1,517		旧 制 大 学 等	11	109	〃
42	84	神戸大学医学部	12	108	神戸大学医学部医学科
43	84	〃	13	97	〃
44	76	〃	14	101	〃
45	57	〃	15	103	〃
46	91	〃	16	93	〃
47	101	〃	17	112	〃
48	90	〃	18	92	〃
49	95	〃	19	100	〃
50	93	〃	20	90	〃
51	108	〃	21	109	〃
52	109	〃	22	85	〃
53	118	〃	23	113	〃
54	125	〃	24	96	〃
55	125	〃	25	95	〃
56	119	〃	26	112	〃
57	106	〃	27	104	〃
58	124	〃	28	112	〃
59	107	〃	29	114	〃
60	125	〃	30	110	〃
61	111	〃	元	120	〃
62	117	〃	2	116	〃
63	128	〃	3	122	〃
元	123	〃			
2	110	〃			
3	124	〃			
4	113	〃			
5	126	〃			
6	91	〃			
7	85	〃			
			5,765		神戸大学医学部医学科
					7,282

バイオメディカル専攻（修士課程）

年度	計	備 考	年度	計	備 考	年度	計	備 考
14	4	神戸大学	21	43	神戸大学	28	20	神戸大学
15	20	〃	22	19	〃	29	21	〃
16	35	〃	23	23	〃	30	20	〃
17	39	〃	24	21	〃	元	17	〃
18	37	〃	25	27	〃	2	21	〃
19	35	〃	26	29	〃	3	11	〃
20	37	〃	27	20	〃			

合計	499
----	-----

医科学専攻（博士課程）

系別 年度	生理学系	病理学系	社 会 学 系 医 学 系	内科学系	外科学系	医 科 学 専 攻	計	備 考
42	3	3	4	4	8		22	神戸大学
43	4	4	1	6	7		22	〃
44	3	0	1	6	5		15	〃
45	3	3	1	9	5		21	〃
46	2	5	3	8	12		30	〃
47	4	0	0	3	2		9	〃
48	3	1	1	0	3		8	〃
49	1	0	1	7	7		16	〃
50	5	1	0	18	12		36	〃
51	8	1	0	13	14		36	〃
52	6	2	1	15	9		33	〃
53	5	4	3	16	14		42	〃
54	3	2	1	11	11		28	〃
55	2	2	0	12	12		28	〃
56	1	2	0	18	11		32	〃
57	3	0	0	16	11		30	〃
58	4	2	1	16	11		34	〃
59	9	4	2	14	16		45	〃
60	7	2	1	6	11		27	〃
61	3	3	0	13	22		41	〃
62	6	3	1	19	16		45	〃
63	6	4	2	15	19		46	〃
元	11	4	2	16	19		52	〃
2	7	4	0	14	25		50	〃
3	14	8	2	19	21		64	〃
4	13	5	2	18	13		51	〃
5	12	9	1	17	18		57	〃
6	14	4	3	16	24		61	〃
7	12	3	4	26	19		64	〃
8	8	6	2	27	24		67	〃
9	9	8	4	22	21		64	〃
10	11	7	5	13	25		61	〃
11	8	9	3	20	16		56	〃
12	18	14	6	17	26		81	〃
13	12	9	8	23	24		76	〃
14	14	4	9	32	20		79	〃
15	7	13	2	32	25	2	81	〃
16	4	0	0	16	12	41	73	〃
17				6	1	82	89	〃
18	2	1	1	7	4	71	86	〃
19			1			91	92	〃
20						90	90	〃
21						81	81	〃
22						73	73	〃
23						78	78	〃
24						84	84	〃
25						89	89	〃

医科学専攻（博士課程）

系別 年度	生理学系	病理学系	社 会 系 医 学 系	内科学系	外科学系	医 科 学 専 攻	計	備 考
26						80	80	〃
27						84	84	〃
28						99	99	〃
29						90	90	〃
30						101	101	〃
元						71	71	〃
2						120	120	〃
3						104	104	〃
計	267	156	79	586	575	1,531	3,194	

## 2. 神戸大学大学院医学研究科等教員名簿

(令和5年4月1日現在)

神戸大学大学院医学研究科医科学専攻・バイオメディカルサイエンス専攻  
 神戸大学医学部医学科

神戸市中央区楠町7丁目5-1 (078) 382-5111

大学院医学研究科長・医学部長

村上 卓道

### 【大学院医学研究科医科学専攻】

講座	教育研究分野 (部門)	担当教員
生理学・細胞生理学	膜動態学	匂坂 敏朗 ○ 力武 良行
	細胞生理学 細胞生理学	南 康博 ○ 佐藤 督 ○ 大石 勲 ○ 本多 久夫 ○ 梅原 久範 ○ 松本 邦弘 ○ 西田 満 ○ 市村 幸一 ○ 巖佐 庸 ○ 田中 信之 ○ 向 洋平
	病態シグナル学	高井 義美 ○ 大塚 稔久 ○ 中西 宏之
	分子創薬科学	南 康博 ○ 片岡 徹
	生理学 生理学	内匠 透 ○ 川辺 浩志 ○ 望月 直樹
	神経情報伝達学 生体構造解剖学	● 上山 健彦 仁田 亮 ○ 岡田 康志 ○ 米村 重信
	神経分化・再生	榎本 秀樹

	分子脳科学	○ 竹市 雅俊 ○ 堀川 一樹 内匠 透 ○ 戸田 達史 ○ 金川 基 ○ 平谷 伊智朗 鈴木 聡 鈴木 聡
生化学・分子生物学	発生・再生医学 生化学・シグナル統合学 分子細胞生物学	● 堀 裕一 ○ 竹縄 忠臣 ○ 井垣 達吏 ○ 片桐 豊雅 ○ TAK WAH MAK ○ 佐々木 雄彦 ○ 仁科 博史 的崎 尚 ○ 古瀬 幹夫 ○ 北村 忠弘 ○ 大西 浩史 ○ 北村 俊雄 ○ 安友 康二 ● 伊藤 俊樹 ○ 熊坂 崇 ○ 重松 秀樹 古屋敷 智之 ○ 坂上 元祥 ○ 北岡 志保 曾良 一郎 横崎 宏
	生体シグナル制御学	
	膜生物学 超微構造生物学	
	薬理学	
	デジタル精神医学	
病理学	病理学 病理診断学 病理診断学	伊藤 智雄
微生物感染症学	微生物学 臨床ウイルス学	森 康子 森 康子
	感染制御学	○ 齋藤 あつ子 勝二 郁夫
	感染病理学 感染治療学	○ 長野 基子 勝二 郁夫 岩田 健太郎

	感染症フィールド学	○ 未定
	感染・免疫学	
	ウイルス感染	○ 今井 由美子
	免疫制御	○ 國澤 純
	遺伝子医薬	○ 川端 健二
地域社会医学・健康科学	医学教育学	
	医学教育学	河野 誠司
		● 石田 達郎
	地域医療教育学	岡山 雅信
	地域医療支援学	見坂 恒明
		● 伊藤 光宏
	地域医療ネットワーク学	眞庭 謙昌
		出口 雅士
		柿木 章伸
		木戸 正浩
		上田 佳秀
		○ 大西 祥男
		○ 楠 信也
	AI・デジタルヘルス科学	眞庭 謙昌
		樽林 陽一
		○ 奥野 恭史
		○ 平松 治彦
		○ 陰山 卓哉
		○ 直野 健
		眞庭 謙昌
		○ 山本 光昭
	医療システム学	
	医療行政学	
	医療経済・病院経営学	
	医療法・倫理学	○ 高岡 裕
	規制科学	○ 芝 武志
	生物統計学	勝二 郁夫
	橋渡し科学	眞田 昌爾
		○ 永井 洋士

	医薬食品評価科学	○ 大森 崇 坂本 憲広
	法医学	○ 寺尾 啓二 横崎 宏
	地域連携病理学	○ 上野 易弘 ○ 浅野 水辺 伊藤 智雄 河原 邦光
	健康創造推進学	田守 義和
	医工探索創成学	福本 巧 ○ 前田 英男
未来医学	幹細胞医学	青井 貴之
	分子疫学	匂坂 敏朗 ○ 柳澤 振一郎
	高分解能生体構造イメージング学	仁田 亮
	バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学	松岡 広 ○ 近藤 直人 ○ 宮野 悟 ○ 前田 晃
	微生物学応用創薬科学 創薬・分子構造医療学	白川 利朗 島 扶美



内科学

循環器内科学

循環器内科学

- 平田 健一
- 塩谷 英之
- 石田 達郎
- 江本 憲昭
- 志手 淳也
- 新家 俊郎
- 平田 健一
- 福沢 公二
- 川合 宏哉

不整脈先端治療学

循環器高度医療探索学

消化器内科学

消化器内科学

- 児玉 裕三
- 水野 雅史
- 千葉 勉
- 本田 一文
- 藤田 剛
- 久津見 弘
- 梅垣 英次
- 吉田 優
- 今井 俊夫

新規治療探索医学

呼吸器内科学

呼吸器内科学

- 平田 健一
- 小林 和幸
- 西村 善博
- 平田 健一
- 西村 善博

呼吸器先端医療開発

糖尿病・内分泌・総合内科学

糖尿病・内分泌内科学

- 小川 渉
- 木戸 良明

内科系

総合内科学  
先進代謝疾患治療開発学  
腎臓・免疫内科学  
腎臓内科学

免疫内科学

脳神経内科学

腫瘍・血液内科学

血液内科学

放射線医学

放射線医学

IVR学

先進医用画像診断学

放射線医工学

放射線腫瘍学

放射線腫瘍学

粒子線医学

小児科学

田守 義和

○千原 和夫

○梶 博史

○矢田 俊彦

○高橋 裕

小川 渉

小川 渉

小川 渉

○深川 雅史

小川 渉

○森信 暁雄

松本 理器

○陣内 研二

○苅田 典生

○Matthew A. Lam

○井上 英二

○高橋 健一

南 博信

○村山 徹

南 博信

村上 卓道

○石井 一成

○藤井 正彦

○高橋 哲

○鈴木 賢治

○千田 道雄

○杉村 和朗

○杉本 幸司

山口 雅人

今岡 いずみ

堀 雅敏

佐々木 良平

○辻野 佳世子

○沖本 智昭

○徳丸 直郎

小児科学	野津 寛大 ○吉川 徳茂 ○竹島 泰弘 ○森岡 一朗 ○長谷川 大一郎 ○藺田 啓之 ○栗野 宏之
こども急性疾患学	野津寛大 永瀬 裕朗
こども総合療育学	野津 寛大
造血幹細胞医療創成学	宮西 正憲
皮膚科学	久保 亮治 ○錦織 千佳子
精神医学	
精神医学	野津 寛大 ●橋本 健志 ○岩井 圭司 ○白川 治 ○田中 究 久保 亮治 河野 誠司 ○熊谷 俊一 平田 健一 児玉 裕三 前田 英一 南 博信 山口 崇 村上 卓道 ●山本 泰司 矢野 育子 ○坂根 稔康 ○北川 裕之 ○中村 任 ○平井 みどり ○平野 剛 ○田口 明彦 ○小阪 嘉之 ○飯島 一誠 青井 貴之
精神疾患高度医療探索学	
臨床検査医学	
立証検査医学（シスメックス）	
病因病態解析学	
医療情報学	
先端緩和医療学	
病態情報学	
薬剤学	
システム病態生物学	
小児先端医療学	
i P S 細胞応用医学	

外科学

ゲノム医療学  
食道胃腸外科学

南 博信  
掛地 吉弘

○ 神垣 隆  
○ 栗田 信浩  
福本 巧

○ 味木 徹夫  
○ 後藤 直大  
○ 土田 忍  
○ 松本 慎一  
福本 巧

肝胆膵外科学

乳腺内分泌外科学

心臓血管外科学

心臓血管外科学

岡田 健次

○ 志水 秀行  
○ 松田 均

心臓血管外科先端医療学

岡田 健次

呼吸器外科学

眞庭 謙昌

○ 豊田 吉哉

小児外科学

尾藤 祐子

低侵襲外科学

掛地 吉弘

柳本 泰明

国際がん医療・研究推進学

黒田 良祐

浅利 貞毅

○ 千原 康生

○ 鎮西 清行

○ Khurshid Ahad

○ Koon Ho Rha

○ 奥村 幸彦

○ 大田 信行

○ 北辻 博明

山口 雷藏

先端医療テクノロジー開発・応用学

先進的がん医療・研究推進学

黒田 良祐

国際医療連携推進学

黒田 良祐

外科系

整形外科

整形外科

黒田 良祐

● 秋末 敏宏

○ 佐浦 隆一

脊椎外科学

黒田 良祐

リハビリテーション運動機能学

○ 陳 隆明

関節温存・再建外科学

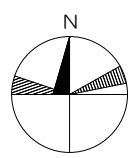
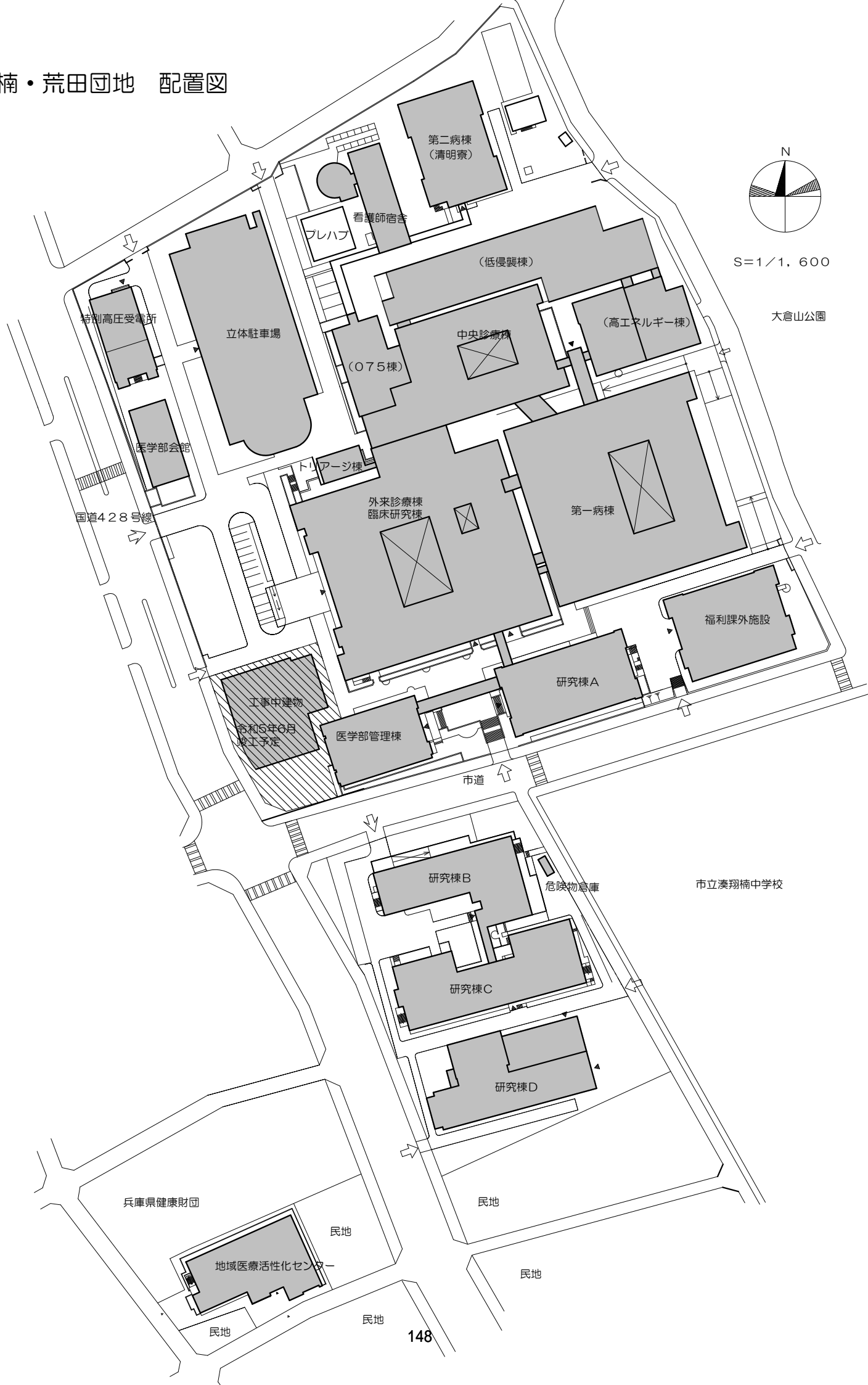
黒田 良祐

リハビリテーション機能回復学	黒田 良祐
	酒井 良忠
脳神経外科学	篠山 隆司
眼科学	
	中村 誠
	○ 本田 茂
難治性網膜視神経変性治療学	○ 栗本 康夫
耳鼻咽喉科頭頸部外科学	丹生 健一
	柿木 章伸
	○ 大月 直樹
腎泌尿器科学	
腎泌尿器科学	溝渕 知司
	○ 田中 一志
	○ 荒川 創一
	○ 日向 信之
	溝渕 知司
泌尿器先端医療開発学 (メディカロイド)	
産科婦人科学	
産科生殖医学	寺井 義人
	出口 雅士
	寺井 義人
婦人科先端医療学	● 松尾 博哉
形成外科学	寺師 浩人
形成外科学	寺師 浩人
	○ 武川 公
足病医学	辻 依子
麻酔科学	溝渕 知司
口腔外科学	明石 昌也
災害・救急医学	
災害・救急医学	小谷 穰治
	○ 石原 諭
先進救命救急医学	井上 茂亮
小児高度専門外科学	○ 大嶋 義博
	○ 杉多 良文
	○ 薩摩 眞一

【大学院医学研究科医療創成工学専攻】

講座	教育研究分野	担当教員
医療機器学	医療機器システム学	保多 隆裕 菅野 公二 福岡 靖史 鷹尾 俊達 原 陽介 上野 秀貴
	精密診断治療機器学	村垣 善浩 久保田 文雄 押山 広明 中楯 龍
	体内医療機器学	山口 智子 向井 敏司 大谷 亨 重村 克巳 宗藤 康治 砂山 博文 清田 聡子

# 楠・荒田団地 配置図



S=1/1,600

大倉山公園

市道

市立湊翔楠中学校

兵庫県健康財団

民地  
地域医療活性化センター  
民地

民地

民地

民地

【医学部管理棟】  
（附属図書館分館）

【研究棟A】

【研究棟B】

【研究棟C】

【研究棟D】

西

東

西

東

西

東

6F	研究科長・医学部長室 病院長室 事務部長室 〔総務課〕 研究科総務係、病院総務係 秘書室、研修支援係
5F	〔総務課〕 人事係、職員係、福利厚生係 〔施設管理課〕 施設企画係、施設係、設備係
4F	〔管理課〕 会計総括係、経理係 研究科契約係、病院契約係 〔病院経営企画課〕 財務管理グループ 経営企画分析グループ
3F	〔学務課〕 学事係、国際交流支援係 教務学生グループ 〔研究支援課〕 研究企画係、研究支援係
2F	附属図書館医学分館 開架閲覧室
1F	附属図書館医学分館 医学情報管理係 医学情報サービス係 カウンター
B1F	附属図書館医学分館 書庫

渡り廊下

臨床研究推進センター 感染治療学、消化器内科学 病因病態解析学 乳腺内分泌外科学
医療経済・病院経営学 放射線腫瘍学 肝胆膵外科学
血液内科学
移植医療部
先端緩和医療学、呼吸器外科学 リハビリテーション機能回復学
RI施設 共同研究施設

9F	消化器内科学 病因病態解析学	腫瘍・血液内科学 放射線腫瘍学 創薬科学 〔科学技術イノベーション研究科〕		
8F	循環器内科学	皮膚科学 創薬科学 〔科学技術イノベーション研究科〕		
7F	細胞生理学	分子脳科学		
6F	膜動態学	幹細胞医学		
5F		生理学	神経分化・再生	
4F	臨床ウイルス学	薬理学	生化学・ シグナル統合学	糖尿病・内分泌内科学 細胞分子医学
3F	感染制御学	共同研究施設 第四実習室	病理学	質量分析総合センター 医療創成工学専攻事務室
2F	分子細胞生物学	共同会議室 第二講堂	法医学	疫学 バイオロジクス探索研究 〔科学技術イノベーション研究科〕
1F	情報センター	大会議室 第一講堂	生体構造解剖学 第三実習室	生体構造解剖学
B1F	法医学	法医学	次世代国際交流 センター	守衛室 第二実習室

4F	動物実験施設	動物実験施設
3F	動物実験施設	動物実験施設
2F	動物実験施設	生理学
1F	動物実験施設	生理学



【第一病棟】

RF	屋上ヘリポート
11F	11階北・11階南 スタッフステーション、病室
10F	10階北・10階南 スタッフステーション、病室
9F	9階北・9階南 スタッフステーション、病室
8F	8階北・8階南 スタッフステーション、病室
7F	7階北・7階南 スタッフステーション、病室
6F	6階北・6階南 スタッフステーション、病室
5F	5階北・5階南 スタッフステーション、病室
4F	4階北・4階南 スタッフステーション、病室
3F	救急・集中治療センター (ICU, HCU) 腎・血液浄化センター (人工透析室)
2F	〔外来〕 歯科口腔外科 口腔機能管理センター 緩和ケアセンター 院内学級 医療の質・安全管理部 栄養相談室 患者支援センター IMCC 〔医療支援課〕
1F	〔外来〕 整形外科、リハビリテーション科、放射線診断科・IVR科 物流センター (医療材料・ME機器・リネン) 〔管理課〕 物流管理係 患者支援センター 防災センター、ホスピタルホール、ボランティア室 喫茶、コンビニ、売店 (衛生材料)、宅配便、図書コーナー
B1F	栄養管理部 物流センター (ベッド)

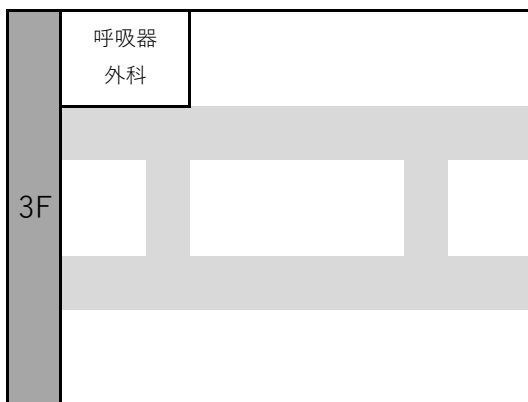
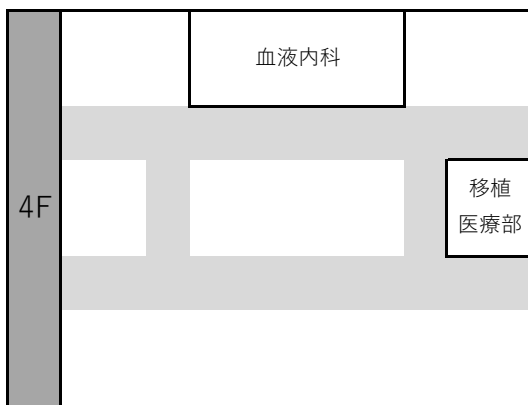
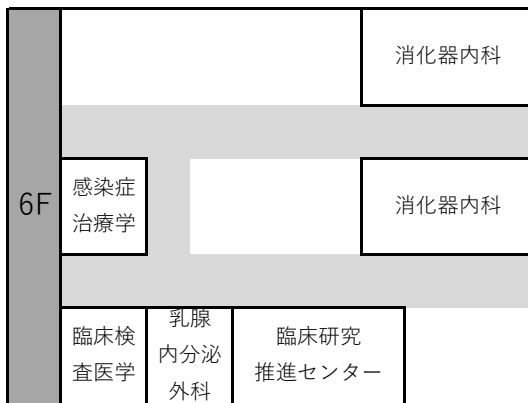
【中央診療棟】

【外来診療棟】

(075棟)		(低侵襲総合診療棟) (中央診療棟)		(高エネルギー診療棟)		6F	呼吸器内科学, 免疫内科学, 糖尿病・内分泌内科学, 腎臓内科学, 脳神経内科学, 腫瘍・血液内科学 放射線診断学, 小児科学, 皮膚科学, 精神医学, 立証検査医学 (シスメックス) 大講義室	←接続→	6F	6階北・6階南 スタッフステーション、病室
9F		5F	病理部	滅菌センター		5F	循環器内科学, 総合内科学 心臓血管外科学, 小児外科学 整形外科, 眼科学, 腎泌尿器科学, 口腔外科学 B講義室	←接続→	5F	5階北・5階南 スタッフステーション、病室
8F		4F	総合周産期母子医療センター (産科婦人科外来, 新生児集中治療室 (NICU, GCU), 産科病棟 (MFICU))			4F	食道胃腸外科学, 脳神経外科学, 耳鼻咽喉科頭頸部外科学, 産科婦人科学, 麻酔科学, 災害・救急医学 第1会議室、第2会議室、第3会議室 A講義室	←研究棟A棟と渡り廊下で接続 ←接続→	4F	4階北・4階南 スタッフステーション、病室
7F	形成外科学	3F	手術部			3F	看護部, 手術部 臨床研究推進センター 〔外来〕 精神科神経科, 耳鼻咽喉・頭頸部外科, 形成外科, 美容外科, リウマチセンター	←接続→	3F	救急・集中治療センター (ICU, HCU) 腎・血液浄化センター (人工透析室)
6F	医療情報部 〔医事課〕 医療情報係	2F	光学医療 診療部 腫瘍センター (腫瘍・血液内科, 通院治療室, サテライト薬局) 麻酔科・ペインクリニック科 遺伝子診療部	検査部	放射線部	2F	リハビリテーション部 親と子の心療部 〔外来〕 内科, 外科, 脳神経外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科	←接続→	2F	〔外来〕 歯科口腔外科 口腔機能管理センター 緩和ケアセンター 院内学級 医療の質・安全管理部 栄養相談室 患者支援センター IMCC 〔医療支援課〕
5F	総合臨床教育センター 研修医室	1F	放射線部 (レントゲン検査, CT検査, IVR)		放射線部 (MR検査, リニアック) 〔外来〕 放射線腫瘍科	1F	総合案内, 外来予約センター (CT・MR・PET・アイソトープ), 医療相談室, 証明書発行窓口, ATM 救命救急センター, 国際診療部, がん相談室, くすのきCLUB 〔外来〕 総合内科, 泌尿器科, 眼科, 看護外来 患者支援センター (総合相談窓口) 〔医事課〕 〔医療支援課〕	←接続→	1F	〔外来〕 整形外科、リハビリテーション科、放射線診断科・IVR科 物流センター (医療材料・ME機器・リネン) 〔管理課〕 物流管理係 患者支援センター 防災センター、ホスピタルホール、ボランティア室 喫茶、コンビニ、売店 (衛生材料)、宅配便、図書コーナー
4F	輸血・細胞治療部	B1F	放射線部 (アイソトープ検査室)			B1F	薬剤部, カルテ室, 医療情報部 職員・外来食堂, 理容室, 美容室	←接続→	B1F	栄養管理部 物流センター (ベッド)

病棟・医局等の配置案内図

臨床研究棟 A



病棟・医局等の配置案内図

外来診療棟

